

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	49
3. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表	134

株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 （略）</p> <p>第 5 章 振替新株予約権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 4 節 （略）</p> <p>第 5 節 新株予約権無償割当てに係る手続（第269条<u>－第270条の2</u>）</p> <p>第 6 章 （略）</p> <p><u>第 6 章の 2 振替新投資口予約権の振替等に関する取扱い</u></p> <p>第 1 節 <u>振替株式に係る規定の準用（第271条の 2）</u></p> <p>第 2 節 <u>振替新株予約権付社債に係る規定の準用（第271条の 3）</u></p> <p>第 3 節 <u>振替新株予約権に係る規定の準用（第271条の 4）</u></p> <p>第 7 章 （略）</p> <p>第 8 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節 （略）</p> <p>第 2 節 新規記録手続</p> <p>第 1 款 <u>口座通知の取次ぎ（第274条の 2・第274条の 3）</u></p> <p>第 2 款 <u>新規記録手続（第275条－第276条の 3）</u></p> <p>第 3 節 （略）</p> <p>第 4 節 抹消手続</p> <p>第 1 款～第 5 款 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 4 章 （略）</p> <p>第 5 章 振替新株予約権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節～第 4 節 （略）</p> <p>第 5 節 新株予約権無償割当てに係る手続（第269条・<u>第270条の2</u>）</p> <p>第 6 章 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第 7 章 （略）</p> <p>第 8 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い</p> <p>第 1 節 （略）</p> <p>第 2 節 新規記録手続<u>（第275条・第276条）</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第 3 節 （略）</p> <p>第 4 節 抹消手続</p> <p>第 1 款～第 5 款 （略）</p>

<p>第6款 全部抹消 (第277条の12の2)</p> <p>第4節の2・第4節の3 (略)</p> <p>第4節の4 <u>信託の併合に係る手続 (第277条の17-第277条の20)</u></p> <p>第4節の5 (略)</p> <p>第5節～第9節 (略)</p> <p>第8章の2～第10章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式等 法第2条第1項第8号、第10号の2、<u>第12号から第16号まで及び第17号の2</u>に掲げるもの (社債等振替制度 (社債等に関する業務規程第2条第1号に規定する社債等振替制度をいう。) で取り扱うものを除く。) をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 振替新投資口予約権 株式等振替制度で取り扱う新投資口予約権 (法第2条第1項第17号の2に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。) をいう。</u></p> <p>(7)～(8)の2 (略)</p> <p>(9) 振替株式等 振替株式、振替新株予約権、振替新株予約権付社債、振替投資口、<u>振替新投資口予約権</u>、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権をいう。</p> <p>(10)～(33) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>第4節の2・第4節の3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4節の4 (略)</p> <p>第5節～第9節 (略)</p> <p>第8章の2～第10章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式等 法第2条第1項第8号、第10号の2及び<u>第12号から第16号までに掲げるもの</u> (社債等振替制度 (社債等に関する業務規程第2条第1号に規定する社債等振替制度をいう。) で取り扱うものを除く。) をいう。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(7)～(8)の2 (略)</p> <p>(9) 振替株式等 振替株式、振替新株予約権、振替新株予約権付社債、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権をいう。</p> <p>(10)～(33) (略)</p>
---	---

(34) 保有欄 加入者の自己口の法第 129 条第 3 項第 3 号 (法第 228 条第 1 項及び第 235 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 165 条第 3 項第 3 号 (法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 194 条第 3 項第 3 号、第 121 条において読み替えて準用する第 68 条第 3 項第 3 号又は第 127 条の 4 第 3 項第 3 号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。

(35) 質権欄 加入者の自己口の法第 129 条第 3 項第 4 号 (法第 228 条第 1 項及び第 235 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 165 条第 3 項第 4 号 (法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 194 条第 3 項第 4 号、第 121 条において読み替えて準用する第 68 条第 3 項第 4 号又は第 127 条の 4 第 3 項第 4 号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。

(36) ～ (45) (略)

(46) 機関口座 第 141 条 (第 262 条、第 271 条第 1 項、第 271 条の 2 及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 237 条、第 280 条及び第 285 条の 53 に規定する機構の義務を履行する目的のために機構が開設する、機構が自己のために振替株式等の振替を行うための口座をいう。

(47) ～ (52) (略)

(53) 信託財産名義管理簿 第 133 条各号 (第 271 条第 1 項、第 272 条第 1 項及び第 278 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 232 条第 1 項各号 (第 263 条及び第 271 条の 3において読み替えて準用する場合を含む。) 又は第 285 条の 48 第 1 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(34) 保有欄 加入者の自己口の法第 129 条第 3 項第 3 号 (法第 228 条第 1 項及び第 235 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 165 条第 3 項第 3 号、第 194 条第 3 項第 3 号、第 121 条において読み替えて準用する第 68 条第 3 項第 3 号又は第 127 条の 4 第 3 項第 3 号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。

(35) 質権欄 加入者の自己口の法第 129 条第 3 項第 4 号 (法第 228 条第 1 項及び第 235 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 165 条第 3 項第 4 号、第 194 条第 3 項第 4 号、第 121 条において読み替えて準用する第 68 条第 3 項第 4 号又は第 127 条の 4 第 3 項第 4 号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。

(36) ～ (45) (略)

(46) 機関口座 第 141 条 (第 262 条、第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 237 条、第 280 条及び第 285 条の 53 に規定する機構の義務を履行する目的のために機構が開設する、機構が自己のために振替株式等の振替を行うための口座をいう。

(47) ～ (52) (略)

(53) 信託財産名義管理簿 第 133 条各号 (第 271 条第 1 項、第 272 条第 1 項及び第 278 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 232 条第 1 項各号 (第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。) 又は第 285 条の 48 第 1 項各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(機構取扱対象株式等)

第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）であって次条第1項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。

(1)～(8) (略)

(8)の2 金融商品取引所に上場されている新投資口予約権又は上場する予定の新投資口予約権のうち規則で定める要件を満たすもの

(8)の3 前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権であって、金融商品取引所に上場されていたもの（規則で定めるものに限る。）

(9)～(11) (略)

(取扱開始日等の通知)

第8条 機構は、前条第1項の同意を得た機構取扱対象株式等（以下この条において「同意済機構取扱対象株式等」という。）について、その取扱いを開始する日（以下「取扱開始日」という。）を定めたときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知する。

(1) (略)

(2) 機構加入者及び間接口座管理機関 取扱いをする同意済機構取扱対象株式等の銘柄（法第129条第3項第2号（法第228条第1項及び第235条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第165条第3項第2号（法第247条の3第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第194条第3項第2号、第121条において読み替えて準用する第68条第3項第2号又は第127条の4第3項第2号に規定する銘柄をいう。以下この節において同じ。）、取扱開始

(機構取扱対象株式等)

第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）であって次条第1項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。

(1)～(8) (略)

(新設)

(新設)

(9)～(11) (略)

(取扱開始日等の通知)

第8条 機構は、前条第1項の同意を得た機構取扱対象株式等（以下この条において「同意済機構取扱対象株式等」という。）について、その取扱いを開始する日（以下「取扱開始日」という。）を定めたときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知する。

(1) (略)

(2) 機構加入者及び間接口座管理機関 取扱いをする同意済機構取扱対象株式等の銘柄（法第129条第3項第2号（法第228条第1項及び第235条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、第165条第3項第2号、第194条第3項第2号、第121条において読み替えて準用する第68条第3項第2号又は第127条の4第3項第2号に規定する銘柄をいう。以下この節において同じ。）、取扱開始日及び記録開始日その他規則で定める事項

日及び記録開始日その他規則で定める事項

(指定株主名簿管理人等)

第 13 条 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人（以下この条において「指定株主名簿管理人等」という。）になろうとする者（法人であって、第 49 条第 1 項（第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 276 条の 2 第 1 項又は第 285 条の 8 第 1 項の通知の発出及び第 149 条第 1 項（第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 283 条の 6 第 1 項又は第 285 条の 61 第 1 項の通知の受理その他の事務について当該発行者（振替投資信託受益権については受託会社）に代わって機構との間の手続を行う者並びに振替投資信託受益権の受託会社又は振替受益権の発行者が自ら受益者名簿管理人となる場合の当該受託会社又は当該発行者に限る。）は、機構に対し、規則で定めるところにより、指定株主名簿管理人等としての申請を行わなければならない。

2～12 (略)

(機構加入者口座の廃止)

第 21 条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第 2 項に規定する場合において、口座廃止予定日以後に第 82 条（第 92 条第 2 項、第 103 条、第 106 条、第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項（第 271 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。））

(指定株主名簿管理人等)

第 13 条 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人（以下この条において「指定株主名簿管理人等」という。）になろうとする者（法人であって、第 49 条第 1 項（第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において準用する場合を含む。）又は第 285 条の 8 第 1 項の通知の発出及び第 149 条第 1 項（第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において準用する場合を含む。）、第 283 条の 6 第 1 項又は第 285 条の 61 第 1 項の通知の受理その他の事務について当該発行者（振替投資信託受益権については受託会社）に代わって機構との間の手続を行う者並びに振替投資信託受益権の受託会社又は振替受益権の発行者が自ら受益者名簿管理人となる場合の当該受託会社又は当該発行者に限る。）は、機構に対し、規則で定めるところにより、指定株主名簿管理人等としての申請を行わなければならない。

2～12 (略)

(機構加入者口座の廃止)

第 21 条 (略)

2・3 (略)

4 機構は、第 2 項に規定する場合において、口座廃止予定日以後に第 82 条（第 92 条第 2 項、第 103 条及び第 106 条において読み替えて準用する場合を含む。）、第 88 条（第 271 条第 1 項において読み替えて準用

において読み替えて準用する場合を含む。)、第 88 条 (第 271 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 90 条 (第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第 97 条 (第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 220 条 (第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第 227 条 (第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)、第 277 条の 14、第 277 条の 16 若しくは第 277 条の 18又は第 285 条の 24、第 285 条の 26、第 285 条の 28 若しくは第 285 条の 30 の規定により、当該機構加入者口座又はその加入者若しくは下位機関の加入者の口座に当該各条に規定する調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についての増加の記載又は記録がされた場合には、第 2 項の規定にかかわらず、当該機構加入者口座を廃止しない。

5～9 (略)

(加入者との契約)

第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 当該口座管理機関 (法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者を除く。)が、法第 11 条第 2 項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が取り扱う振替株式等に応じて当該加入者に対して負う法第 147 条第 2 項若しくは第 148 条第 2 項 (これらの規定を法第 228 条第 1 項及び第 235 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含

する場合を含む。)、第 90 条 (第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは第 97 条 (第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 277 条の 14若しくは第 277 条の 16又は第 285 条の 24、第 285 条の 26、第 285 条の 28 若しくは第 285 条の 30 の規定により、当該機構加入者口座又はその加入者若しくは下位機関の加入者の口座に当該各条に規定する調整株式数、調整投資信託受益権口数又は調整受益権数に係る振替株式等についての増加の記載又は記録がされた場合には、第 2 項の規定にかかわらず、当該機構加入者口座を廃止しない。

5～9 (略)

(加入者との契約)

第 25 条 口座管理機関は、前条第 1 項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 当該口座管理機関 (法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者を除く。)が、法第 11 条第 2 項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が取り扱う振替株式等に応じて当該加入者に対して負う法第 147 条第 2 項若しくは第 148 条第 2 項 (これらの規定を法第 228 条第 1 項及び第 235 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含

む。)、第 181 条第 2 項若しくは第 182 条第 2 項 (これらの規定を法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 212 条第 2 項若しくは第 213 条第 2 項、第 121 条において読み替えて準用する第 80 条第 2 項若しくは第 81 条第 2 項又は第 127 条の 23 第 2 項若しくは第 127 条の 24 第 2 項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

(8)・(9) (略)

(10) 当該加入者は、前号の発行者に対する届出の取次ぎは、加入者が新たに取得した株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口、新投資口予約権、優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権については、総株主通知 (第 149 条第 1 項に規定する総株主通知をいう。以下第 148 条まで同じ。)、総新株予約権付社債権者通知 (第 245 条第 1 項に規定する総新株予約権付社債権者通知をいう。以下第 244 条まで同じ。)、総新株予約権者通知 (第 263 条において読み替えて準用する第 245 条第 1 項に規定する総新株予約権者通知をいう。)、総投資主通知 (第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 149 条第 1 項に規定する総投資主通知をいう。)、総新投資口予約権者通知 (第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 245 条第 1 項に規定する総新投資口予約権者通知をいう。)、総優先出資者通知 (第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 149 条第 1 項に規定する総優先出資者通知をいう。)若しくは総受益者通知又は個別株主通知 (第 154 条第 1 項に規定する個別株主通知をいう。以下第 153 条まで同じ。)、個別投資主通知 (第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 154 条第 1 項に規定する個別投資主通知をいう。)若しくは個別優先出資者通知 (第 272 条第 1 項において読み替

む。)、第 181 条第 2 項若しくは第 182 条第 2 項、第 212 条第 2 項若しくは第 213 条第 2 項、第 121 条において読み替えて準用する第 80 条第 2 項若しくは第 81 条第 2 項又は第 127 条の 23 第 2 項若しくは第 127 条の 24 第 2 項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

(8)・(9) (略)

(10) 当該加入者は、前号の発行者に対する届出の取次ぎは、加入者が新たに取得した株式、新株予約権付社債、新株予約権、投資口、優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権については、総株主通知 (第 149 条第 1 項に規定する総株主通知をいう。以下第 148 条まで同じ。)、総新株予約権付社債権者通知 (第 245 条第 1 項に規定する総新株予約権付社債権者通知をいう。以下第 244 条まで同じ。)、総新株予約権者通知 (第 263 条において読み替えて準用する第 245 条第 1 項に規定する総新株予約権者通知をいう。)、総投資主通知 (第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 149 条第 1 項に規定する総投資主通知をいう。)、総優先出資者通知 (第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 149 条第 1 項に規定する総優先出資者通知をいう。)若しくは総受益者通知又は個別株主通知 (第 154 条第 1 項に規定する個別株主通知をいう。以下第 153 条まで同じ。)、個別投資主通知 (第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 154 条第 1 項に規定する個別投資主通知をいう。)若しくは個別優先出資者通知 (第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 154 条第 1 項に規定する個別優先出資者通知をいう。)のときに行うことに同意すること。

えて準用する第 154 条第 1 項に規定する個別優先出資者通知をいう。) のときに行うことに同意すること。

(11)・(12) (略)

(13) 当該加入者は、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替株式等（差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該口座管理機関に対し、振替の申請をすることができること。ただし、機構の定める振替制限日（第 60 条第 1 項（第 271 条第 1 項、第 272 条第 1 項及び第 277 条及び第 285 条の 9 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 189 条第 1 項（第 263 条及び第 271 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する振替制限日をいう。）を振替日（振替をする日をいう。以下同じ。）とする振替の申請をすることはできないこと。

(14)～(16) (略)

(17) 当該加入者が振替株式、振替投資口又は振替優先出資の発行者である場合には、当該加入者の口座に記載又は記録がされている当該発行者の発行する振替株式、振替投資口又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該口座管理機関に対し、抹消の申請をすることができること。

(18) (略)

(19) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出（第 159 条第 1 項に規定する担保株式の届出をいう。以下第 158 条まで同じ。）、担保投資口の届出（第 271 条において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資口の届出をいう。

(11)・(12) (略)

(13) 当該加入者は、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替株式等（差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該口座管理機関に対し、振替の申請をすることができること。ただし、機構の定める振替制限日（第 60 条第 1 項（第 271 条第 1 項、第 272 条第 1 項及び第 277 条及び第 285 条の 9 第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 189 条第 1 項（第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する振替制限日をいう。）を振替日（振替をする日をいう。以下同じ。）とする振替の申請をすることはできないこと。

(14)～(16) (略)

(17) 当該加入者が振替株式又は振替優先出資の発行者である場合には、当該加入者の口座に記載又は記録がされている当該発行者の発行する振替株式又は振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。）について、当該口座管理機関に対し、抹消の申請をすることができること。

(18) (略)

(19) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出（第 159 条第 1 項に規定する担保株式の届出をいう。以下第 158 条まで同じ。）、担保投資口の届出（第 271 条において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資口の届出をいう。

以下第 270 条まで同じ。)、担保優先出資の届出 (第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第 271 条まで同じ。)、担保新株予約権付社債の届出 (第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第 247 条まで同じ。)、担保新株予約権の届出 (第 263 条において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第 262 条まで同じ。)、担保新投資口予約権の届出 (第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新投資口予約権の届出をいう。以下第 271 条の 2 まで同じ。)、担保投資信託受益権の届出 (第 283 条の 8 において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資信託受益権の届出をいう。以下第 283 条の 7 まで同じ。) 及び担保受益権の届出 (第 285 条の 66 第 1 項に規定する担保受益権の届出をいう。以下第 285 条の 65 まで同じ。) の取次ぎの請求をすることができること。

(20) ~ (24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式 (第 159 条第 1 項に規定する担保株式をいう。以下第 158 条まで同じ。)、担保投資口 (第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資口をいう。以下第 270 条まで同じ。)、担保優先出資 (第 272 条において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保優先出資をいう。以下第 271 条まで同じ。)、担保新株予約権付社債 (第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第 247 条まで同じ。)、担保新株予約権 (第 263 条において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権をいう。以下第 262 条まで同じ。)、担保新投資口予約権 (第 271 条の

以下第 270 条まで同じ。)、担保優先出資の届出 (第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第 271 条まで同じ。)、担保新株予約権付社債の届出 (第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第 247 条まで同じ。)、担保新株予約権の届出 (第 263 条において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第 262 条まで同じ。)、担保投資信託受益権の届出 (第 283 条の 8 において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資信託受益権の届出をいう。以下第 283 条の 7 まで同じ。) 及び担保受益権の届出 (第 285 条の 66 第 1 項に規定する担保受益権の届出をいう。以下第 285 条の 65 まで同じ。) の取次ぎの請求をすることができること。

(20) ~ (24) (略)

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式 (第 159 条第 1 項に規定する担保株式をいう。以下第 158 条まで同じ。)、担保投資口 (第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資口をいう。以下第 270 条まで同じ。)、担保優先出資 (第 272 条において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保優先出資をいう。以下第 271 条まで同じ。)、担保新株予約権付社債 (第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第 247 条まで同じ。)若しくは担保新株予約権 (第 263 条において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権をいう。以下第 262 条まで同じ。)、担保投資信託受益権 (第 283

3において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新投資口予約権をいう。以下第 271 条の 2 まで同じ。)、担保投資信託受益権 (第 283 条の 8 において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資信託受益権をいう。以下第 283 条の 7 まで同じ。) 若しくは担保受益権 (第 285 条の 66 第 1 項に規定する担保受益権をいう。以下第 285 条の 65 まで同じ。) に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者、新投資口予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

(26) 当該加入者の口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数 (第 82 条 (第 92 条第 2 項、第 103 条、第 106 条、第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項 (第 271 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)、第 88 条 (第 271 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 90 条 (第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)) 若しくは第 97 条 (第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)) に規定する調整株式数、第 220 条 (第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。) 及び第 227 条 (第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。)) に規定する調整新株予約権付社債数、第 277 条の 14、第 277 条の 16 若しくは第 277 条の 18に規定する調整投資信託受益権口数又は第 285 条の 24、第 285 条の 26、第 285 条の 28 若しくは第 285

条の 8 において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資信託受益権をいう。以下第 283 条の 7 まで同じ。) 若しくは担保受益権 (第 285 条の 66 第 1 項に規定する担保受益権をいう。以下第 285 条の 65 まで同じ。) に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者若しくは受益者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出若しくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者若しくは特別受益者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

(26) 当該加入者の口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数 (第 82 条 (第 92 条第 2 項、第 103 条及び第 106 条において読み替えて準用する場合を含む。))、第 88 条 (第 271 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。))、第 90 条 (第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)) 若しくは第 97 条 (第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)) に規定する調整株式数、第 277 条の 14若しくは第 277 条の 16に規定する調整投資信託受益権口数又は第 285 条の 24、第 285 条の 26、第 285 条の 28 若しくは第 285 条の 30 に規定する調整受益権数をいう。) に係る振替株式等について当該加入者の口座に増加の記載又は記録がされる場合には、当該加入者の口座を解約することができないこと。

条の 30 に規定する調整受益権数をいう。)に係る振替株式等について当該加入者の口座に増加の記載又は記録がされる場合には、当該加入者の口座を解約することができないこと。

(27) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する配当金振込指定（第 168 条第 1 項（第 272 条第 1 項において準用する場合を含む。））に規定する配当金振込指定をいう。以下この号において同じ。）又は分配金振込指定（第 271 条第 1 項若しくは第 283 条の 9 において読み替えて準用する第 168 条第 1 項又は第 285 条の 73 第 1 項に規定する分配金振込指定をいう。以下この号において同じ。）の取次ぎの請求をすることができること。ただし、株式数比例配分方式（第 166 条第 1 項（第 271 条第 1 項、第 272 条第 1 項及び第 283 条の 9 において準用する場合を含む。））に規定する株式数比例配分方式をいう。以下第 165 条まで同じ。）又は受益権数比例配分方式（第 285 条の 71 第 1 項に規定する受益権数比例配分方式をいう。）の利用を内容とする配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項に同意すること。

イ 当該加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金（第 166 条第 1 項（第 272 条第 1 項において準用する場合を含む。））に規定する配当金をいう。以下第 165 条まで同じ。）又は分配金（第 271 条第 1 項若しくは第 283 条の 9 において読み替えて準用する第 166 条第 1 項又は第 285 条の 71 第 1 項に規定する分配金をいう。以下この号において同じ。）の受領を当該口座管理機関又は当該口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

ロ～ホ （略）

(27) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する配当金振込指定（第 168 条第 1 項に規定する配当金振込指定をいう。以下この号において同じ。）又は分配金振込指定（第 283 条の 9 において読み替えて準用する第 168 条第 1 項又は第 285 条の 73 第 1 項に規定する分配金振込指定をいう。以下この号において同じ。）の取次ぎの請求をすることができること。ただし、株式数比例配分方式（第 166 条第 1 項（第 283 条の 9 において準用する場合を含む。））に規定する株式数比例配分方式をいう。以下第 165 条まで同じ。）又は受益権数比例配分方式（第 285 条の 71 第 1 項に規定する受益権数比例配分方式をいう。）の利用を内容とする配当金振込指定又は分配金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項に同意すること。

イ 当該加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金（第 166 条第 1 項に規定する配当金をいう。以下第 165 条まで同じ。）又は分配金（第 283 条の 9 において読み替えて準用する第 166 条第 1 項又は第 285 条の 71 第 1 項に規定する分配金をいう。以下この号において同じ。）の受領を当該口座管理機関又は当該口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。

ロ～ホ （略）

(28) ～ (33) (略)

(33) の 2 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権の行使の請求（以下この号において「新投資口予約権行使請求」という。）及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄（第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 37 条第 2 項第 2 号に規定する銘柄をいう。）に係る投資主確定日（第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 144 条に規定する投資主確定日をいう。以下この号及び第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 111 条第 3 項において同じ。）の 2 営業日前から投資主確定日までの間は当該新投資口予約権行使請求の取次ぎを行うことができないこと。

(33) の 3 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新投資口予約権について、新投資口予約権行使期間が満了したときは、当該口座管理機関は、直ちに、当該振替新投資口予約権の抹消を行うこと。

(34) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替新投資口予約権又は振替投資信託受益権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は受益証券を発行するときは、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は受益証券の発行請求の取次ぎを委託すること。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は受益証券は、当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該

(28) ～ (33) (略)

(新設)

(新設)

(34) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替投資信託受益権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券を発行するときは、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券の発行請求の取次ぎを委託すること。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は受益証券は、当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に交付すること。

加入者に交付すること。

(35) 当該加入者は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替新投資口予約権又は振替投資信託受益権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱廃止日における当該加入者の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することに同意すること。

(36) ～ (42) (略)

(代理人等の届出の取次ぎ)

第33条 (略)

2 加入者は、発行者に対して次の各号に掲げる届出をする場合には、その直近上位機関に対し、当該届出の取次ぎの請求をしなければならない。

(1) 加入者の口座が複数の者の共有に属する場合の会社法第106条（投資信託及び投資法人に関する法律第77条第4項において準用する場合を含む。）、会社法第237条、投資信託及び投資法人に関する法律第88条の3、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第21条又は信託法（平成18年法律第108号）第193条（投資信託及び投資法人に関する法律第6条第7項及び第50条第4項において準用する場合を含む。）に規定する権利を行使し、かつ、会社法第126条第3項（投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第3項及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第26条において準用する場合を含む。）、会社法第253条第3項（投資信託及び投資法人に関する法律第88条の5第2項において準用する場合を含む。）又は信託法第191条第3項（投資信託及び投資法人に関する法律第6

(35) 当該加入者は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替投資信託受益権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱廃止日における当該加入者の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することに同意すること。

(36) ～ (42) (略)

(代理人等の届出の取次ぎ)

第33条 (略)

2 加入者は、発行者に対して次の各号に掲げる届出をする場合には、その直近上位機関に対し、当該届出の取次ぎの請求をしなければならない。

(1) 加入者の口座が複数の者の共有に属する場合の会社法第106条（投資信託及び投資法人に関する法律第77条第4項において準用する場合を含む。）、会社法第237条、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第21条又は信託法（平成18年法律第108号）第193条（投資信託及び投資法人に関する法律第6条第7項及び第50条第4項において準用する場合を含む。）に規定する権利を行使し、かつ、会社法第126条第3項（投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第3項及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第26条において準用する場合を含む。）、会社法第253条第3項又は信託法第191条第3項（投資信託及び投資法人に関する法律第6条第7項及び第50条第4項において準用する場合を含む。）の通知又は催告を受領する者（以下「共有代表者」という。）の選任に係る届

条第7項及び第50条第4項において準用する場合を含む。)の通知又は催告を受領する者(以下「共有代表者」という。)の選任に係る届出

(2)・(3) (略)

3～8 (略)

(機構からの通知方法等)

第34条 次に掲げる通知、請求、照会、報告、申請、届出又は資料の提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。)であって規則で定めるものにより行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、機構加入者、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う通知、請求、照会、報告、申請、届出又は資料の提出

(5) 発行代理人又は支払代理人がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う通知、請求、報告、申請、届出又は資料の提出

(6) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、この規程若しくは規則で特に定める場合又は機構が相当と認める場合には、同項に掲げる通知、請求、照会、報告、申請、届出又は資料の提出を同項で定める以外の方法により行

出

(2)・(3) (略)

3～8 (略)

(機構からの通知方法等)

第34条 次に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。)であって規則で定めるものにより行うものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、受益者名簿管理人、機構加入者、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出

(5) 発行代理人又は支払代理人がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出

(6) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、この規程若しくは規則で特に定める場合又は機構が相当と認める場合には、同項に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出を同項で定める以外の方法により行うことがで

うことができるものとする。

(帳簿の電磁的記録による作成)

第 35 条 (略)

2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第 160 条第 1 項に規定する担保株式届出記録簿、第 249 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第 263 条において読み替えて準用する第 249 条第 1 項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保投資口届出記録簿、第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 249 条第 1 項に規定する担保新投資口予約権届出記録簿、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保優先出資届出記録簿、第 283 条の 8 において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保投資信託受益権届出記録簿及び第 285 条の 67 に規定する担保受益権届出記録簿を電磁的記録により作成する。

(振替先口座等の照会)

第 56 条 (略)

2～5 (略)

6 機構は、口座管理機関又は機構加入者から第 1 項から第 4 項までに掲げる照会を受けたときは、当該照会をした口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直

きるものとする。

(帳簿の電磁的記録による作成)

第 35 条 (略)

2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第 160 条第 1 項に規定する担保株式届出記録簿、第 249 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第 263 条において読み替えて準用する第 249 条第 1 項に規定する担保新株予約権届出記録簿、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保投資口届出記録簿、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保優先出資届出記録簿、第 283 条の 8 において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保投資信託受益権届出記録簿及び第 285 条の 67 に規定する担保受益権届出記録簿を電磁的記録により作成する。

(振替先口座等の照会)

第 56 条 (略)

2～5 (略)

6 機構は、口座管理機関又は機構加入者から第 1 項から第 4 項までに掲げる照会を受けたときは、当該照会をした口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直

口座管理機関)又は機構加入者に対し、振替先口座又は振替元口座に係る加入者情報が機構に登録されているか否かその他の規則で定める事項について通知する。

7 機構は、前項の通知をしたときは、当該照会に係る振替先口座又は振替元口座を開設する口座管理機関又は機構加入者(振替先口座又は振替元口座が当該機構加入者の自己口である場合に限る。)に対し、機構が照会を受けた内容その他の規則で定める事項を通知する。

(振替先口座等の照会)

第185条 (略)

2～5 (略)

6 機構は、口座管理機関又は機構加入者から第1項から第4項までに掲げる照会を受けたときは、当該照会をした口座管理機関(当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関)又は機構加入者に対し、振替先口座又は振替元口座に係る加入者情報が機構に登録されているか否かその他の規則で定める事項について通知する。

7 機構は、前項の通知をしたときは、当該照会に係る振替先口座又は振替元口座を開設する口座管理機関又は機構加入者(振替先口座又は振替元口座が当該機構加入者の自己口である場合に限る。)に対し、機構が照会を受けた内容その他の規則で定める事項を通知する。

(信託財産名義の取扱いの包括的な申出)

第233条 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口に記録された振替新株予約権付社債について、信託財産名義の個別の申出(前

口座管理機関)又は機構加入者に対し、振替先口座又は振替元口座に係る加入者情報が機構に登録されているか否かその他の規則で定める事項について回答する。

7 機構は、前項の回答をしたときは、当該照会に係る振替先口座又は振替元口座を開設する口座管理機関又は機構加入者(振替先口座又は振替元口座が当該機構加入者の自己口である場合に限る。)に対し、機構が照会を受けた内容その他の規則で定める事項を通知する。

(振替先口座等の照会)

第185条 (略)

2～5 (略)

6 機構は、口座管理機関又は機構加入者から第1項から第4項までに掲げる照会を受けたときは、当該照会をした口座管理機関(当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関)又は機構加入者に対し、振替先口座又は振替元口座に係る加入者情報が機構に登録されているか否かその他の規則で定める事項について回答する。

7 機構は、前項の回答をしたときは、当該照会に係る振替先口座又は振替元口座を開設する口座管理機関又は機構加入者(振替先口座又は振替元口座が当該機構加入者の自己口である場合に限る。)に対し、機構が照会を受けた内容その他の規則で定める事項を通知する。

(信託財産名義の取扱いの包括的な申出)

第233条 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口に記録された振替新株予約権付社債について、信託財産名義の個別の申出(前

条第2項において読み替えて準用する第134条第1項の規定による申出をいう。)に代えて、当該機構加入者が信託財産名義管理簿を備えて信託財産名義ごとの数及びその増減等を管理し、当該信託口に記載された振替新株予約権付社債についての総新株予約権付社債権者通知及び振替口座簿記録事項通知等に係る必要な情報を機構に対して報告するための事務(以下この章において「信託財産名義管理事務」という。)を行うことの申出(以下この章において「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」という。)を申請することができる。

2 (略)

(振替新株予約付社債に係る規定の準用)

第263条 第4章第1節、第4節、第5節第2款、第10節(第218条第2項を除く。)、第12節(第225条第2項を除く。)、第13節、第14節、第16節、第17節、第19節及び第20節の規定は、振替新株予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	
総額	総数

(振替新株予約権に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第265条 (略)

2 加入者は、前項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求をするときは、次に掲げる事項を示すとともに、新株予約権行使請求をする振替新株予約権について第262条において準用する第75条第1項の一部抹消の

項第2項において読み替えて準用する第134条第1項の規定による申出をいう。)に代えて、当該機構加入者が信託財産名義管理簿を備えて信託財産名義ごとの数及びその増減等を管理し、当該信託口に記載された振替新株予約権付社債についての総新株予約権付社債権者通知及び振替口座簿記録事項通知等に係る必要な情報を機構に対して報告するための事務(以下この章において「信託財産名義管理事務」という。)を行うことの申出(以下この章において「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」という。)を申請することができる。

2 (略)

(振替新株予約付社債に係る規定の準用)

第263条 第4章第1節、第4節、第5節第2款、第10節(第218条第2項を除く。)、第12節(第225条第2項を除く。)、第13節、第14節、第16節、第17節、第19節及び第20節の規定は、振替新株予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	
(新設)	(新設)

(振替新株予約権に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第265条 (略)

2 加入者は、前項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求をするときは、次に掲げる事項を示すとともに、新株予約権行使請求をする振替新株予約権について第263条において準用する第190条第1項の一部抹消

申請をしなければならない。

(1)～(4) (略)

3～9 (略)

(振替株式の株主に対する新株予約権無償割当てに係る手続)

第 269 条 (略)

2 第 80 条第 2 項から第 22 項まで (同条第 20 項第 1 号イ及び第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの規定を除く。)、第 81 条及び第 82 条の規定は、前項の通知があった場合における機構及び口座管理機関における処理について、第 83 条の規定は、株券喪失登録がされた株券に係る振替株式の株主に対する新株予約権無償割当て (当該株主に割り当てる新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。) の取扱いについて準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	
自己の振替株式	自己の振替新株予約権
自己株式充当元口座	自己新株予約権充当元口座

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第 271 条 第 3 章の規定 (第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 95 条、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 16 節第 2 款、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定を除く。) は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄

の申請をしなければならない。

(1)～(4) (略)

3～9 (略)

(振替株式の株主に対する新株予約権無償割当てに係る手続)

第 269 条 (略)

2 第 80 条第 2 項から第 22 項まで (同条第 20 項第 1 号イ及び第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの規定を除く。)、第 81 条及び第 82 条の規定は、前項の通知があった場合における機構及び口座管理機関における処理について、第 83 条の規定は、株券喪失登録がされた株券に係る振替株式の株主に対する新株予約権無償割当て (当該株主に割り当てる新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。) の取扱いについて準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)	
自己株式	自己新株予約権
(新設)	(新設)

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第 271 条 第 3 章の規定 (第 4 節、第 5 節、第 6 節第 1 款、第 7 節、第 8 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 95 条、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 16 節第 2 款、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定を除く。) は、振替投資口について準用する。この場合に

に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

- 2 第3章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第50条	(略)	(略)
<u>第75条第1項</u>	<u>法第134条第1項</u>	<u>法第228条第1項</u> <u>において読み替えて準用する法第134条第1項</u>
(略)		
第94条第1項第4号	(略)	合併効力発生日（吸収合併にあつては投資信託及び投資法人に関する法律第147条第1項第5号の効力発生日をいい、新設合併にあつては同法第148条の2第1項の成立の日をいう。以下この条

において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

- 2 第3章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)		
第50条	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)		
第94条第1項第4号	(略)	合併効力発生日（吸収合併にあつては投資信託及び投資法人に関する法律第147条第1項第4号の効力発生日をいい、新設合併にあつては同法第148条の2第1項の成立の日をいう。以下この条

		において同じ。)
(略)		

第6章の2 振替新投資口予約権の振替等に関する取扱い

第1節 振替株式に係る規定の準用

(振替株式に係る規定の準用)

第271条の2 第3章第2節第1款(第42条第2項及び第3項を除く。)、第2款第2目(第51条第1項第8号並びに第4項第1号ホ及びへ並びに第52条を除く。)、第6節第1款、第8節及び第15節の規定は、振替新投資口予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表中右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

株式	新投資口予約権
株主	新投資口予約権者
登録株式質権者	質権者
登録株式質権者又は特例登録株式質権者	質権者
登録株式質権者若しくは特例登録株式質権者	質権者

第2節 振替新株予約権付社債に係る規定の準用

(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)

		において同じ。)
(略)		

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第 271 条の 3 第 4 章第 1 節（第 173 条第 2 項第 6 号を除く。）、第 4 節、
 第 5 節第 2 款、第 10 節（第 216 条及び第 221 条に限る。）、第 13 節、
 第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定は、振替新投
 資口予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次
 の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替
 えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(新設)

新株予約権付社債	新投資口予約権
質権新株予約権付社債	質権新投資口予約権
新株予約権付社債権者	新投資口予約権者
新株予約権付社債券	新投資口予約権証券
取得条項付新株予約権付社債	取得条項付新投資口予約権
総新株予約権付社債権者通知	総新投資口予約権者通知
通知新株予約権付社債権者	通知新投資口予約権者
総新株予約権付社債権者通知対 象銘柄	総新投資口予約権者通知対象銘 柄
新株予約権付社債権者確定日	新投資口予約権者確定日
総新株予約権付社債権者通知請 求	総新投資口予約権者通知請求
担保新株予約権付社債	担保新投資口予約権
担保新株予約権付社債届出記録 簿	担保新投資口予約権届出記録簿
銘柄及び金額	銘柄及び数
金額	数
振替金額	振替数

総額

総数

第3節 振替新株予約権に係る規定の準用

(新設)

(振替新株予約権に係る規定の準用)

第271条の4 第5章第3節から第5節まで(第268条第1項第4号及び第9号、第2項、第4項、第6項、第8項並びに第10項並びに第270条を除く。)の規定は、振替新投資口予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表中右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(新設)

株式	投資口
株主	投資主
新株予約権	新投資口予約権
株券喪失登録がされた株券	公示催告手続が行われている投資証券

第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い

第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い

第2節 新規記録手続

第2節 新規記録手続

第1款 口座通知の取次ぎ

(新設)

(振替株式に係る規定の準用)

第274条の2 第3章第2節第1款の規定(第42条第2項及び第3項並

(新設)

びに第 46 条第 2 項を除く。) は、振替投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えについては、規則で定める。

第 42 条第 1 項	法第 131 条第 1 項第 2 号	法第 121 条において読み替えて準用する第 69 条の 2 第 1 項第 2 号
第 43 条第 1 項	前条第 1 項又は第 2 項	前条
	同条第 1 項又は第 3 項	同条
	前号の口座に新規記録(第 49 条第 1 項第 10 号又は第 51 条第 1 項第 10 号に規定する新規記録をいう。)をすべき振替株式の銘柄及び数	前号の口座に新規記録(第 276 条の 2 第 1 項第 9 号に規定する新規記録をいう。)をすべき振替投資信託受益権の銘柄及び口数
第 44 条から第 47 条まで	発行者	受託会社

第 47 条	株主、登録株式質権者（会社法第 152 条第 1 項の登録株式質権者をいう。以下同じ。）又は特例登録株式質権者（会社法第 218 条第 5 項の規定による請求により同法第 148 条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された者をいう。以下同じ。）	受益者又は登録受益権質権者（信託法第 202 条第 1 項の登録受益権質権者をいう。以下この条において同じ。）
	法第 131 条第 3 項本文の申出	法第 121 条において読み替えて準用する第 69 条の 2 第 3 項本文の申出
	当該株主又は登録株式質権者	当該受益者又は登録受益権質権者

（口座通知に係る受領権限の付与）

第 274 条の 3 振替投資信託受益権の発行者（以下この章において「発行者」という。）は、機構が当該振替投資信託受益権の受託会社に対して、前条において読み替えて準用する第 44 条第 5 項又は第 6 項の通知をすることにより、当該発行者に対する通知の効

（新設）

力が発生することとなるよう、当該受託会社に対して、当該通知を受領する権限をあらかじめ与えなければならない。

第2款 新規記録手続

(銘柄情報に係る発行者による通知)

第275条 発行者は、新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）を通知しなければならない。

(1)～(17) (略)

(信託が設定される場合の新規記録手続)

第276条 発行者は、振替投資信託受益権について、信託が設定される場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

- (1) 当該振替投資信託受益権の銘柄
- (2) 前号の振替投資信託受益権の受益者となるべき加入者の氏名又は名称

(3)～(7) (略)

2～9 (略)

(新設)

(銘柄情報に係る発行者による通知)

第275条 振替投資信託受益権の発行者（以下この章において「発行者」という。）は、新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項（以下この章において「銘柄情報」という。）を通知しなければならない。

(1)～(17) (略)

(新規記録手続)

第276条 発行者は、振替投資信託受益権について、信託が設定される場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

- (1) 当該信託に係る振替投資信託受益権の銘柄
- (2) 前号の信託の受益者となるべき加入者の氏名又は名称

(3)～(7) (略)

2～9 (略)

(信託の併合により消滅すべき無記名受益権でない受益権が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付するときの新規記録手続)

第 276 条の 2 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権を除く。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

(新設)

- (1) 当該振替投資信託受益権の銘柄
- (2) 前号の振替投資信託受益権の受益者又は質権者である加入者の氏名又は名称
- (3) 前号の加入者のために開設された第 1 号の振替投資信託受益権の振替を行うための口座
- (4) 加入者ごとの第 1 号の振替投資信託受益権の口数（次号に掲げるものを除く。）
- (5) 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第 1 号の振替投資信託受益権の口数及び当該口数のうち受益者ごとの口数
- (6) 前号の受益者の氏名又は名称及び住所
- (7) 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び第 4 号又は第 5 号の口数のうち信託財産であるものの口数
- (8) 第 1 号の振替投資信託受益権の総口数及び銘柄情報
- (9) 新規記録（第 4 項に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。）をすべき日

(10) その他規則で定める事項

2 機構は、前項の通知があった場合には、同項第2号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものに対し、規則で定めるところにより、同項各号（第8号を除く。）に掲げる事項を通知する。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

4 第1項又は第2項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、第1項第9号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。

(1) 当該振替機関等が第1項第3号の口座を開設した者である場合 次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の保有欄における第1項第2号の加入者（同号の受益者であるものに限る。）に係る同項第4号の口数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の質権欄における第1項第2号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第5号の振替投資信託受益権の口数及び当該口数のうち受益者ごとの口数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における第1項第6号に掲げる事項の記載又は記録

ニ 当該口座における第1項第7号の信託財産であるものの口数の増加の記載又は記録

(2) 当該振替機関等が第1項第3号の口座を開設した者でない場

合 その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る同項第4号の口数と同項第5号の振替投資信託受益権の口数を合計した口数の増加の記載又は記録

- 5 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替投資信託受益権の受託会社に対し、その旨を通知する。
- 6 発行者は、第1項の通知をした後に、当該通知に係る振替投資信託受益権を交付しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、その旨を通知しなければならない。
- 7 第1項第3号の口座が機構加入者口座の信託口又は質権信託口である場合には、当該口座に係る同項第4号又は第5号の口数（同項第7号の口数を除く。）について当該信託口又は質権信託口の機構加入者から第273条において読み替えて準用する第39条第1項の信託の記録の申請があったものとみなす。
- 8 新規記録通知により第1項第5号に掲げる事項が通知された場合には、同号の加入者から第283条の8において読み替えて準用する第159条第1項に規定する担保投資信託受益権の届出があったものとみなす。
- 9 第1項に定める新規記録通知（同項第8号に規定する銘柄情報に係る通知を除く。）は、当該振替投資信託受益権の受託会社が機構に対してすることにより当該通知の効力が発生することとなるよう、当該振替投資信託受益権の発行者は、当該受託会社に対して、当該通知をする権限をあらかじめ与えなければならない。

(信託の併合により消滅すべき無記名受益権である受益権が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付するときの新規記録手続)

第 276 条の 3 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権に限る。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

(新設)

- (1) 当該振替投資信託受益権の銘柄
- (2) 前号の振替投資信託受益権の受益者である加入者の氏名又は名称
- (3) 前号の加入者のために開設された第 1 号の振替投資信託受益権の振替を行うための口座
- (4) 加入者ごとの第 1 号の振替投資信託受益権の口数
- (5) 第 1 号の振替投資信託受益権の総口数及び銘柄情報
- (6) 新規記録（第 4 項に規定する記録をいう。以下この条において同じ。）をすべき日
- (7) その他規則で定める事項

2 機構は、前項の通知を受けた場合には、直ちに発行口に次に掲げる事項の記録を行うとともに、当該通知に係る機構加入者、発行者及び受託会社に対し、振替投資信託受益権の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

- (1) 新規記録をすべき振替投資信託受益権の銘柄
- (2) 前号の振替投資信託受益権について新規記録をすべき機構加

入者口座

(3) 第1号の振替投資信託受益権の口数

(4) その他規則で定める事項

3 受託会社は、前項の通知を受けた場合には、発行口に記録されている新規記録に係る銘柄の振替投資信託受益権について、機構に対し、規則で定める事項を通知しなければならない。

4 機構は、前項の通知を受けた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記録をする。

(1) 機構が第1項第3号の口座を開設したものである場合 当該口座の保有欄における第1項第2号の加入者に係る同項第4号の口数の増加の記録

(2) 機構が第1項第3号の口座を開設したものでない場合 直接口座管理機関であって同項第2号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第4号の口数の増加の記録

5 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者、発行者及び受託会社に対し、その旨を通知する。

6 前項の通知を受けた場合には、直接口座管理機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を執る。

(1) 第1項第3号の口座が当該直接口座管理機関の開設したものである場合 当該口座の保有欄における第1項第2号の加入者に係る同項第4号の口数の増加の記載又は記録

(2) 第1項第3号の口座が当該直接口座管理機関の開設したものでない場合 その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第4号の口数

の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第1号から第4号までに掲げる事項の通知

7 前項の規定は、同項第2号（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。

8 発行者は、第1項の通知をした後に、発行者が振替投資信託受益権を交付しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

第4節 抹消手続

第1款～第5款 （略）

第6款 全部抹消

（全部抹消手続）

第277条の12の2 発行者は、その発行する振替投資信託受益権についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

（1） 当該振替投資信託受益権の銘柄

（2） 前号の振替投資信託受益権についての記載又は記録の全部を抹消する日（以下この章において「全部抹消する日」という。）

（3） 第1号の振替投資信託受益権についての記載又は記録の全部を抹消する事由

2 機構は、前項の通知（以下この章において「全部抹消の通知」とい

第4節 抹消手続

第1款～第5款 （略）

（新設）

（新設）

う。)があった場合には、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項を通知する。

3 機構は、第1項の通知があった場合には、規則で定めるところにより、同項第2号の全部抹消する日において、その備える振替口座簿中の同項第1号の振替投資信託受益権についての記録がされている口座において、当該振替投資信託受益権の全部についての記録の抹消をする。

4 前2項の規定は、第2項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 機構は、機構加入者口座において第3項の記録の抹消をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替投資信託受益権の受託会社に対し、その旨を通知する。

第4節の4 信託の併合に係る手続

(新設)

(信託の併合により他の銘柄の振替投資信託受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第277条の17 信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第276条から第276条の3までの規定は、適用しない。

(新設)

(1) 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の銘柄

(2) 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄

(3) 割当比率（従前の信託の振替投資信託受益権に対して当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権を交付する割合をいう。以下この条において同じ。）

(4) 信託の併合がその効力を生ずる日（以下この節及び第 283 条において「信託併合効力発生日」という。）

(5) 第 1 号の振替投資信託受益権のうち当該信託の併合により新たに生ずるものの総口数及び銘柄情報

(6) その他規則で定める事項

2 機構は、前項前段の通知があった場合には、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、機構加入者に対し、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項その他規則で定める事項を通知する。

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等は、信託併合効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄について、信託併合効力発生日において増加の記載又は記録をすべき当該各号に定める口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の

保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権（次号に掲げるものを除く。） 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の口数に割当比率を乗じた口数

(2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権であって特別受益者管理簿に記載又は記録がされているもの 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の特別受益者ごとの口数に割当比率をそれぞれ乗じた口数

(3) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権の受益者ごとの口数に割当比率をそれぞれ乗じた口数

6 間接口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日において、その直近上位機関に対し、信託併合効力発生日において当該間接口座管理機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の口数の合計口数を通知しなければならない。ただし、割当比率が一の場合には、この限りでない。

7 機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる口数の通知（以下この条において「新投資信託受益権口数申告」という。）をしなければならない。ただし、割当比率が一の場合には、この限りでない。

(1) 信託併合効力発生日において当該機構加入者の顧客口に増加の記録をすべき当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の口数の合計口数その他規則で定める事項

(2) 信託併合効力発生日において当該機構加入者の担保専用口に増加の記録をすべき当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の特別受益者ごとの口数の合計口数その他規則で定める事項

(3) 信託併合効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に増加の記録をすべき当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の信託財産名義ごとの口数の合計口数その他規則で定める事項

8 第6項及び前項第1号の顧客口に増加の記載又は記録をすべき当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の当該増加の記載又は記録をした後の口数は、次に掲げる口数の合計口数とする。

(1) 当該口座管理機関の加入者についての第5項各号に掲げる口数

(2) 第6項の規定により当該口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替投資信託受益権の口数

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別受益者ごとの口数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの口数の算出について準用する。この場合において、特別受益者ごとの口数の算出については、第5項第2号中「特別受益者管理簿」とあるのは「第278条第1項で準用する第117条第1項に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの口数の算出については、同号中、「特別受益者管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別受益者」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10 口座管理機関は、規則で定めるところにより、信託併合効力発生日において、その備える振替口座簿中の従前の信託の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 加入者の口座（顧客口を除く。） 次に掲げる措置

イ 従前の信託の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

ロ 第5項各号に掲げる口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録

(2) 加入者の口座（顧客口に限る。） 次に掲げる措置

イ 従前の信託の振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消

ロ 第6項の規定によりその直近下位機関から通知された増加の記載又は記録をすべき口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録（ただし、割当比率が一の場合には、当該顧客口に記載又は記録がされていた前イの振替投資信託受益権の口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録）

11 機構は、規則で定めるところにより、信託併合効力発生日において、その備える振替口座簿中の従前の信託の振替投資信託受益権についての記録がされている次の各号に掲げる機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。

(1) 機構加入者の自己口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。） 次に掲げる措置

イ 従前の信託の振替投資信託受益権の全部についての記録の抹消

ロ 第5項各号に掲げる口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記録

(2) 機構加入者の担保専用口 次に掲げる措置

イ 従前の信託の振替投資信託受益権の全部についての記録の抹消

ロ 当該担保専用口についての新投資信託受益権口数申告により通

知を受けた口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記録（ただし、割当比率が一の場合には、当該担保専用口に記載がされていた前イの振替投資信託受益権の口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記録）

(3) 機構加入者の信託財産名義通知信託口 次に掲げる措置

イ 従前の信託の振替投資信託受益権の全部についての記録の抹消

ロ 当該信託財産名義通知信託口についての新投資信託受益権口数申告により通知を受けた口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記録（ただし、割当比率が一の場合には、当該信託財産名義通知信託口に記載がされている振替投資信託受益権の口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記録）

(4) 機構加入者の顧客口 次に掲げる措置

イ 従前の信託の振替投資信託受益権の全部についての記録の抹消

ロ 当該顧客口についての新投資信託受益権口数申告により通知を受けた口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記録（ただし、割当比率が一の場合には、当該顧客口に記載がされている振替投資信託受益権の口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記録）

12 機構は、機構加入者口座に前項の記録の抹消及び増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替投資信託受益権の受託会社に対し、その旨を通知する。

(調整投資信託受益権口数の記載又は記録)

第 277 条の 18 機構は、前条第 10 項第 1 号イ及び第 2 号イ並びに同条第 11 項第 1 号イ、第 2 号イ、第 3 号イ及び第 4 号イの振替投資信託受益権についての記載又は記録の全部の抹消に係る総受益者報告を受けたときは、当該受益者に交付されるべき当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の口数のうち同条第 10 項又は第 11 項の規定により全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた口数を減じて得た口数（以下この条において「調整投資信託受益権口数」という。）を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であつて第 1 号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1) 調整投資信託受益権口数についての増加の記載又は記録をすべき口座（顧客口を除く。以下この条において「調整投資信託受益権口数記録先口座」という。）

(2) 調整投資信託受益権口数記録先口座に記載又は記録をすべき振替投資信託受益権の銘柄及び口数

(3) 前号の口数の増加の記載又は記録をすべき日（以下この条において「調整投資信託受益権口数記録日」という。）

(4) その他規則で定める事項

2 前項第 1 号の調整投資信託受益権口数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。

(1) 調整投資信託受益権口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） 当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の交付を受ける受益者の口座（顧客口を除く。）のうち、前項の記載又は記録の抹消をした日において従

(新設)

前の信託の振替投資信託受益権について最も大きい口数を記載又は記録をしていた口座（二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座）

(2) 調整投資信託受益権口数のうち一に満たない端数の合計口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） 従前の信託の発行者が機構に届け出た口座（規則で定める口座に限る。）

3 第1項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第1号の口座を開設した者でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 口座管理機関（第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた者に限る。）は、規則で定めるところにより、第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）により通知を受けた調整投資信託受益権口数記録日において、通知を受けた調整投資信託受益権口数記録先口座（当該口座管理機関が調整投資信託受益権口数記録先口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関が第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした直近下位機関の顧客口）において、当該調整投資信託受益権口数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記載又は記録をしなければならない。

6 機構は、規則で定めるところにより、第1項第3号の調整投資信託受益権口数記録日において、次に掲げる措置を執る。

(1) 前項の口座管理機関（直接口座管理機関であるものに限る。）の顧客口における当該口座管理機関に通知した調整投資信託受益権口数記録先口座に増加の記録をすべき口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記録

(2) 第1項第1号の調整投資信託受益権口数記録先口座が機構加入者口座である場合には、当該機構加入者口座における第1項第2号の口数の当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権についての増加の記録

7 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替投資信託受益権の受託会社に対し、その旨を通知する。

(信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときの取扱い)

第277条の19 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権を除く。以下この条において同じ。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、当該信託の併合により消滅すべき受益権に係る受益者及び登録受益権質権者の口座を第276条の2第1項第3号の口座とし、信託併合効力発生日を同項第9号の新規記録をすべき日とする同項の新規記録通知をしなければならない。ただし、信託併合効力発生日を同項第9号の新規記録をすべき日とすることができ

(新設)

ない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

2 信託の併合により消滅すべき受益権について、公示催告手続（非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 100 条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている受益証券に係るものがあるときは、発行者は、規則で定めるところにより、当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権について第 276 条の 2 第 1 項の新規記録通知をしなければならない。

（信託の併合により振替投資信託受益権でない受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続）

第 277 条の 20 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、規則で定めるところにより、信託併合効力発生日を第 277 条の 12 の 2 第 1 項第 2 号の全部抹消する日とする同項の全部抹消の通知をしなければならない。

第 4 節の 5 （略）

（総受益者通知に係る受益者確定日）

第 283 条 機構は、次の各号に掲げる事由（以下この節において「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替投資信託受益権の受託会社に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下この節において「受益者確定日」という。）として、規則で定めるところにより、総受

（新設）

第 4 節の 4 （略）

（総受益者通知に係る受益者確定日）

第 283 条 機構は、次の各号に掲げる事由（以下この節において「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替投資信託受益権の受託会社に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下この節において「受益者確定日」という。）として、規則で定めるところにより、総受

益者通知（第 283 条の 6 第 1 項に規定する総受益者通知をいう。以下第 283 条の 5 まで同じ。）をする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 信託の併合に係る各受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするとき。 当該信託の併合に係る信託併合効力発生日の前日

(5) 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付しようとするとき。 当該信託の併合に係る信託併合効力発生日の前日

(総受益者通知)

第 283 条の 6 (略)

2 (略)

3 総受益者通知事由のうち第 283 条第 2 号から第 5 号までに掲げる事由については、機構が当該振替投資信託受益権の受託会社に対して、前 2 項に定める通知をすることにより、当該発行者に対する通知の効力が発生することとなるよう、当該発行者は、当該受託会社に対して、それらの通知を受領する権限をあらかじめ与えなければならない。

(振替投資信託受益権の内容の提供)

第 285 条 機構は、次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知

益者通知（第 283 条の 6 第 1 項に規定する総受益者通知をいう。以下第 283 条の 5 まで同じ。）をする。

(1) ~ (3) (略)

(4) その他機構が定める日 当該日

(新設)

(総受益者通知)

第 283 条の 6 (略)

2 (略)

3 総受益者通知事由のうち第 283 条第 2 号又は第 3 号に掲げる事由その他の総受益者通知事項を総受益者通知対象銘柄である振替投資信託受益権の発行者に対して通知すべき事由については、機構が当該振替投資信託受益権の受託会社に対して、前 2 項に定める通知をすることにより、当該発行者に対する通知の効力が発生することとなるよう、当該発行者は、当該受託会社に対して、それらの通知を受領する権限をあらかじめ与えなければならない。

(振替投資信託受益権の内容の提供)

第 285 条 機構は、発行者から第 276 条第 1 項の通知を受けた場合には、

に係る振替投資信託受益権の銘柄について、規則で定める方法により、規則で定める事項を加入者が知ることができるようにする措置を執る。

- (1) 第 276 条第 1 項の通知
- (2) 第 276 条の 2 第 1 項の通知
- (3) 第 276 条の 3 第 1 項の通知
- (4) 第 277 条の 17 第 1 項の通知

(全部抹消手続)

第 285 条の 22 振替受益権の発行者は、その発行する振替受益権についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) ~ (3) (略)

(削る)

2 (略)

3 機構は、第 1 項の通知があった場合には、規則で定めるところにより、同項第 2 号の全部抹消する日において、その備える振替口座簿中の同項第 1 号の振替受益権についての記録がされている口座において、当該振替受益権の全部についての記録の抹消をする。

4・5 (略)

(振替受益権の併合に関する記載又は記録手続)

第 285 条の 23 (略)

規則で定める方法により、規則で定める事項を加入者が知ることができるようにする措置を執る。

(全部抹消手続)

第 285 条の 22 振替受益権の発行者は、その発行する振替受益権についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) ~ (3) (略)

(4) その他規則で定める事項

2 (略)

3 機構は、第 1 項の通知があった場合には、規則で定めるところにより、同項第 2 号の全部抹消する日において、その備える振替口座簿中の同項第 1 号の振替受益権についての記載又は記録がされている口座において、当該振替受益権の全部についての記載又は記録の抹消をする。

4・5 (略)

(振替受益権の併合に関する記載又は記録手続)

第 285 条の 23 (略)

2～6 (略)

7 機構加入者は、受益権併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この節において「新受益権数申告」という。）をしなければならない。

(1) 受益権併合効力発生日において当該機構加入者の顧客口に減少の記録をすべき受益権併合銘柄である振替受益権の当該減少の記録をした後の数の合計数その他規則で定める事項

(2)・(3) (略)

8～12 (略)

(信託の併合により他の銘柄の振替受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第 285 条の 27 信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 285 条の 8 の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 割当比率（従前の信託の振替受益権に対して当該信託の併合に際して交付する振替受益権を交付する割合をいう。以下この条において同じ。）

(4) 信託の併合がその効力を生ずる日（以下この条及び第 285 条の 56において「信託併合効力発生日」という。）

(5)・(6) (略)

2～6 (略)

2～6 (略)

7 機構加入者は、受益権併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この節において「新受益権数申告」という。）をしなければならない。

(1) 受益権併合効力発生日において当該機構加入者の顧客口に減少の記録をすべき受益権併合銘柄である振替受益権の当該減少の記録をした後の合計数その他規則で定める事項

(2)・(3) (略)

8～12 (略)

(信託の併合により他の銘柄の振替受益権が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第 285 条の 27 信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 285 条の 8 の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 割当比率（従前の信託の振替受益権に対して当該信託の併合に際して交付する振替受益権を交付する割合をいう。以下この節において同じ。）

(4) 信託の併合がその効力を生ずる日（以下この節において「信託併合効力発生日」という。）

(5)・(6) (略)

2～6 (略)

7 機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この条において「新受益権数申告」という。）をしなければならない。ただし、割当比率が一の場合には、この限りでない。

(1)～(3) (略)

8 (略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別受益者ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別受益者ごとの数の算出については、第5項第2号中「特別受益者管理簿」とあるのは「第285条の40第1項に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別受益者」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10 (略)

11 機構は、規則で定めるところにより、信託併合効力発生日において、その備える振替口座簿中の従前の信託の振替受益権についての記録がされている次の各号に掲げる機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。

(1)～(3) (略)

(4) 機構加入者の顧客口 次に掲げる措置

イ (略)

ロ 当該顧客口についての新受益権数申告により通知を受けた数の当該信託の併合に際して交付する振替受益権についての増加の記録（ただし、割当比率が一の場合には、当該顧客口に記録がされ

7 機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この節において「新受益権数申告」という。）をしなければならない。ただし、割当比率が一の場合には、この限りでない。

(1)～(3) (略)

8 (略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別受益者ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別受益者ごとの数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「第285条の40第1項に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中、「特別受益者管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別受益者」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10 (略)

11 機構は、規則で定めるところにより、信託併合効力発生日において、その備える振替口座簿中の従前の信託の振替受益権についての記録がされている次の各号に掲げる機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。

(1)～(3) (略)

(4) 機構加入者の顧客口 次に掲げる措置

イ (略)

ロ 当該顧客口についての新受益権数申告により通知を受けた数の従前の信託の振替受益権についての増加の記録（ただし、割当比率が一の場合には、当該顧客口に記録がされている振替受益権の

ている振替受益権の数の当該信託の併合に際して交付する振替受益権についての増加の記録)

12 (略)

(信託の分割に関する記載又は記録手続)

第 285 条の 29 分割信託 (信託法第 155 条第 1 項第 6 号に規定する分割信託をいう。以下同じ。) の受益権が振替受益権である場合において発行者が吸収信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき、又は新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が新規信託分割に際して振替受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 285 条の 8 の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 割当比率 (前号の振替受益権に対して第 1 号の振替受益権を交付する割合をいう。以下この条において同じ。)

(4) 信託の分割がその効力を生ずる日 (以下この款及び第 285 条の 56 において「信託分割効力発生日」という。)

(5)・(6) (略)

2～6 (略)

7 機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知 (以下この条において「新受益権数申告」という。) をしなければならない。

(1)～(3) (略)

8 (略)

数の従前の信託の振替受益権についての増加の記録)

12 (略)

(信託の分割に関する記載又は記録手続)

第 285 条の 29 分割信託 (信託法第 155 条第 1 項第 6 号に規定する分割信託をいう。以下同じ。) の受益権が振替受益権である場合において発行者が吸収信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき、又は新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が新規信託分割に際して振替受益権を交付しようとするときは、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 285 条の 8 の規定は、適用しない。

(1)・(2) (略)

(3) 割当比率 (前号の振替受益権に対して第 1 号の振替受益権を交付する割合をいう。以下この節において同じ。)

(4) 信託の分割がその効力を生ずる日 (以下「信託分割効力発生日」という。)

(5)・(6) (略)

2～6 (略)

7 機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知 (以下この節において「新受益権数申告」という。) をしなければならない。

(1)～(3) (略)

8 (略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別受益者ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別受益者ごとの数の算出については、第5項第2号中「特別受益者管理簿」とあるのは「第285条の40第1項に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別受益者」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10～12 (略)

附 則

(投資信託受益権の特例)

第21条 特例投資信託受益権（法附則第32条第1項に規定する投資信託の受益権のうち規程第6条第1項第10号に掲げるものをいう。以下同じ。）のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記載又は記録がされたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この規程の規定（第275条及び第285条を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別受益者ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別受益者ごとの数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「第285条の40第1項に規定する特別受益者管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別受益者管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別受益者」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

10～12 (略)

附 則

(投資信託受益権の特例)

第21条 特例投資信託受益権（法附則第32条第1項に規定する投資信託の受益権（投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。）のうち規程第6条第1項第10号に掲げるものをいう。以下同じ。）のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記載又は記録がされたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この規程の規定（第275条及び第285条を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(略)

2. 附則

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

以 上

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>目次 第 1 章～第 5 章（略） <u>第 5 章の 2 振替新投資口予約権の振替等に関する取扱い</u> <u>第 1 節 振替株式に係る規定の準用（第 351 条の 2）</u> <u>第 2 節 振替新株予約権付社債に係る規定の準用（第 351 条の 3）</u> <u>第 3 節 振替新株予約権に係る規定の準用（第 351 条の 4）</u> 第 6 章（略） 第 7 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い 第 1 節・第 2 節（略） 第 3 節 抹消手続（第 355 条の 2－<u>第 355 条の 10 の 3</u>） 第 4 節・第 5 節（略） <u>第 6 節 信託の併合に係る手続（第 355 条の 27－第 355 条の 36）</u> 第 7 節（略） 第 8 節（略） 第 9 節（略） 第 7 章の 2・第 8 章（略） 附則</p>	<p>目次 第 1 章～第 5 章（略） （新設） （新設） （新設） （新設） 第 6 章（略） 第 7 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い 第 1 節・第 2 節（略） 第 3 節 抹消手続（第 355 条の 2－<u>第 355 条の 10</u>） 第 4 節・第 5 節（略） （新設） 第 6 節（略） 第 7 節（略） 第 8 節（略） 第 7 章の 2・第 8 章（略） 附則</p>

(非上場新株予約権等の要件)

第2条 規程第6条第1号、第3号、第5号、第8号、第8号の2及び第9号に規定する規則で定める要件は、金融商品取引所による上場承認（同条第1号、第8号及び第9号については、機構が別に定める金融商品取引所による上場申請の公表を含む。）が行われていることとする。

2～7 (略)

8 規程第6条第8号の3に規定する規則で定めるものは、取得条項付新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第88条の9第1項に規定する取得条項付新投資口予約権をいう。）であって、新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新投資口予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されている新投資口予約権とする。

(同意書)

第3条 機構取扱対象株式等の発行者は、規程第7条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項（第4号及び第5号については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、第6号については新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。）を記載した所定の書面（以下「同意書」

(非上場新株予約権等の要件)

第2条 規程第6条第1号、第3号、第5号、第8号及び第9号に規定する規則で定める要件は、金融商品取引所による上場承認（同条第1号、第8号及び第9号については、機構が別に定める金融商品取引所による上場申請の公表を含む。）が行われていることとする。

2～7 (略)

(新設)

(同意書)

第3条 機構取扱対象株式等の発行者は、規程第7条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項（第4号及び第5号については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、第6号については新株予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。）を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）を提出

という。)を提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 発行者が発行する新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債(発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。)のすべてについて、機構が法に基づきその株式等振替業において機構の定める取扱開始日から取り扱うことについて同意する旨

(7)～(9) (略)

(10) 第4号の株式等又は第6号の新株予約権、新投資口予約権若しくは新株予約権付社債(非上場新株予約権及び非上場新株予約権付社債を除く。)について金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあった場合には、直ちにその旨を機構に通知する旨

(11) (略)

2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(4)の2 新投資口予約権

イ 代表者の印鑑証明書

ロ 目論見書

ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ) 登記上の商号

しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 発行者が発行する新株予約権又は新株予約権付社債(発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権又は新株予約権付社債の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。)のすべてについて、機構が法に基づきその株式等振替業において機構の定める取扱開始日から取り扱うことについて同意する旨

(7)～(9) (略)

(10) 第4号の株式等又は第6号の新株予約権若しくは新株予約権付社債(非上場新株予約権及び非上場新株予約権付社債を除く。)について金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあった場合には、直ちにその旨を機構に通知する旨

(11) (略)

2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イからハまでに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1)～(4) (略)

(新設)

<p>(ロ) <u>登記上の本店所在地</u></p> <p>(ハ) <u>登記上の代表者の役職名及び氏名</u></p> <p>(ニ) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p>ニ <u>その他機構が定める書面</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 投資信託受益権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p>(チ) <u>発行者分端数(規程第 277 条の 14、第 277 条の 16 又は第 277 条の 18に規定する調整投資信託受益権口数のうち一に満たない端数の合計口数(その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。)の記録先口座</u></p> <p>(リ)～(ル) (略)</p> <p>ニ～ハ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(株式等の取扱いの廃止の事由)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 規程第 9 条第 1 項に規定する規則で定める日は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) <u>機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第 6 条第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 8 号の 2 又は第 9 号から第 11 号までに掲げるもの(上場する予定のものを除く。)</u>であった</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) 投資信託受益権</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <p>(イ)～(ト) (略)</p> <p>(チ) <u>発行者分端数(規程第 277 条の 14又は第 277 条の 16に規定する調整投資信託受益権口数のうち一に満たない端数の合計口数(その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。)の記録先口座</u></p> <p>(リ)～(ル) (略)</p> <p>ニ～ハ (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(株式等の取扱いの廃止の事由)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 規程第 9 条第 1 項に規定する規則で定める日は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) <u>機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第 6 条第 1 号、第 3 号、第 5 号又は第 8 号から第 11 号までに掲げるもの(上場する予定のものを除く。)</u>であったもの 金融商品取引法第</p>
--	--

<p>もの 金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場における売買に係る最終売買決済日の翌営業日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第6条第1号、<u>第8号、第8号の2若しくは第9号から第11号までに掲げるもの</u>（上場する予定のものに限る。）又は同条第4号、<u>第6号若しくは第8号の3</u>に掲げるものであったもの 機構取扱対象株式等に該当しなくなった日</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(機構加入者口座の開設申請の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる事項を記載した所定の書面 イ～チ (略)</p> <p>リ 株式数比例配分方式（規程第271条第1項、第272条第1項及び<u>第283条の9</u>において準用する場合を含む。）又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨</p> <p>ヌ・ル (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>2条第17項に規定する取引所金融商品市場における売買に係る最終売買決済日の翌営業日</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第6条第1号若しくは<u>第8号から第11号までに掲げるもの</u>（上場する予定のものに限る。）又は同条第4号若しくは<u>第6号</u>に掲げるものであったもの 機構取扱対象株式等に該当しなくなった日</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(機構加入者口座の開設申請の手続)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる事項を記載した所定の書面 イ～チ (略)</p> <p>リ 株式数比例配分方式（規程第283条の9において準用する場合を含む。）又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨</p> <p>ヌ・ル (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>
---	--

(機構加入者口座の廃止申請の手続)

第14条 (略)

2 機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新投資口予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権者、新投資口予約権者、新株予約権付社債権者若しくは受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新投資口予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新投資口予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中若しくは特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者、担保投資信託受益権若しくは担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保投資信託受益権又は担保受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)は、機構加入者は当該機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることができな

(機構加入者口座の廃止申請の手続)

第14条 (略)

2 機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権者、新株予約権付社債権者若しくは受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中若しくは特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者、担保投資信託受益権若しくは担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき(当該担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保投資信託受益権又は担保受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)は、機構加入者は当該機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることができない。

<p>い。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(間接口座管理機関の承認に関する事項)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる事項を記載した書面</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト 株式数比例配分方式(規程第271条第1項、第272条第1項及び第283条の9において準用する場合を含む。)又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨</p> <p>チ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(加入者情報の通知期限)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>3～8 (略)</p> <p>(間接口座管理機関の承認に関する事項)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 次に掲げる事項を記載した書面</p> <p>イ～ヘ (略)</p> <p>ト 株式数比例配分方式(規程第283条の9において準用する場合を含む。)又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨</p> <p>チ (略)</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(加入者情報の通知期限)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
---	--

(5) 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新投資口予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は受益者確定日が到来することとなったとき 株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新投資口予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は受益者確定日の前営業日

(6) (略)

3 (略)

(加入者口座コードの変更の通知)

第27条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿、担保新投資口予約権届出記録簿、担保新株予約権付社債届出記録簿、担保投資信託受益権届出記録簿及び担保受益権届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。

(5) 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は受益者確定日が到来することとなったとき 株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は受益者確定日の前営業日

(6) (略)

3 (略)

(加入者口座コードの変更の通知)

第27条 (略)

2～4 (略)

5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、特別受益者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿、担保新株予約権付社債届出記録簿、担保投資信託受益権届出記録簿及び担保受益権届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。

(加入者口座情報の削除)

第28条 (略)

2 (略)

3 機構は、第1項の請求を受けた場合であって、当該加入者口座情報に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式に係る株主、質権投資口に係る投資主、質権優先出資に係る優先出資者、質権新株予約権に係る新株予約権者、質権新投資口予約権に係る新投資口予約権者、質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者又は質権投資信託受益権若しくは質権受益権に係る受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新投資口予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新投資口予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中又は特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者又は担保投資信託受益権若しくは担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該担保株式について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)は、同項の請求はなかったものとして取り扱う。

4 (略)

(加入者口座情報の削除)

第28条 (略)

2 (略)

3 機構は、第1項の請求を受けた場合であって、当該加入者口座情報に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式に係る株主、質権投資口に係る投資主、質権優先出資に係る優先出資者、質権新株予約権に係る新株予約権者、質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者又は質権投資信託受益権若しくは質権受益権に係る受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権、質権新株予約権付社債、質権投資信託受益権又は質権受益権について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出、担保新株予約権付社債の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中、特別優先出資者管理簿中又は特別受益者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主、担保優先出資に係る特別優先出資者又は担保投資信託受益権若しくは担保受益権に係る特別受益者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該担保株式について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保投資信託受益権の届出又は担保受益権の届出がされている場合に限る。)は、同項の請求はなかったものとして取り扱う。

4 (略)

(機構からの通知等に係る電磁的方法)

第 34 条 規程第 34 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第 34 条第 1 項第 4 号の通知、請求、照会、報告、申請、届出又は資料の提供 次に掲げる方法

イ～ホ (略)

(5) 規程第 34 条第 1 項第 5 号の通知、請求、報告、申請、届出又は資料の提出 次に掲げる方法

イ～ニ (略)

(6) (略)

2 (略)

(障害発生時の取扱い)

第 35 条 前条に規定する方法による情報の授受ができない状況又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により規程第 34 条第 1 項各号に掲げる通知、請求、照会、報告、申請、届出又は資料の提出を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(振替先口座等の照会に対する通知事項)

(機構からの通知等に係る電磁的方法)

第 34 条 規程第 34 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 規程第 34 条第 1 項第 4 号の請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提供 次に掲げる方法

イ～ホ (略)

(5) 規程第 34 条第 1 項第 5 号の請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出 次に掲げる方法

イ～ニ (略)

(6) (略)

2 (略)

(障害発生時の取扱い)

第 35 条 前条に規定する方法による情報の授受ができない状況又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により規程第 34 条第 1 項各号に掲げる通知、請求、報告、届出又は資料の提出を行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(振替先口座等の照会に対する回答事項)

第52条 (略)

(振替先口座等の照会に対する通知事項)

第245条 (略)

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第 339 条 規程第 262 条において振替新株予約権について同第 3 章第 2 節第 1 款、同節第 2 款第 2 目 (同第 51 条第 4 項第 1 号へ及び第 52 条を除く。)、同章第 6 節第 1 款、同章第 8 節及び同章第 15 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
(略)		
第 47 条	株主、登録株式質権者 (会社法第 152 条第 1 項の登録株式質権者をいう。以下同じ。) 又は特例登録株式質権者 (会社法第 218 条第 5 項の規定による請求により同法第 148 条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された者をい	新株予約権者 <u>又は質権者</u>

第52条 (略)

(振替先口座等の照会に対する回答事項)

第245条 (略)

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第 339 条 規程第 262 条において振替新株予約権について同第 3 章第 2 節第 1 款、同節第 2 款第 2 目 (同第 54 条を除く。)、同章第 6 節第 1 款、同章第 8 節及び同章第 15 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
(略)		
第 47 条	株主、登録株式質権者 (会社法第 152 条第 1 項の登録株式質権者をいう。以下同じ。) 又は特例登録株式質権者 (会社法第 218 条第 5 項の規定による請求により <u>請求により</u> 同法第 148 条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された	新株予約権者、 <u>質権者 (会社法第 267 条第 1 項の質権者をいう。以下この章において同じ。)</u>

	う。以下同じ。)			者をいう。以下同じ。)	
	(略)			(略)	
(略)			(略)		
第 51 条第 7 項	(略)		第 51 条第 7 項	(略)	
第 51 条第 8 項	第 159 条第 1 項に規定する担保株式	第 263 条において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権	(新設)	(新設)	(新設)
第 75 条第 1 項	振替株式の発行者は、	(略)	第 75 条第 1 項	振替株式の発行者は、	(略)
	その発行する	その有する		(新設)	(新設)
	(略)			(略)	
第 75 条第 6 項	発行者	加入者	(新設)	(新設)	(新設)
第 86 条	第 75 条第 1 項	第 262 条において読み替えて準用する第 75 条第 1 項	(新設)	(新設)	(新設)
(略)			(略)		
第 141 条第 2 項	(略)		第 141 条第 2 項	(略)	
第 141 条第 3 項	当該振替株式についての権利の全部	当該振替新株予約権の全部	(新設)	(新設)	(新設)
第 143 条第 1 項及び第 2 項	(略)		第 143 条第 1 項及び第 2 項	(略)	
第 143 条第 1 項	振替株式について権	振替新株予約権の全	(新設)	(新設)	(新設)

	利の全部	部
(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)		
第 341 条 規程第 263 条において振替新株予約権について同第 4 章第 1 節、同章第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (同第 218 条第 2 項を除く。)、第 12 節 (同第 225 条第 2 項を除く。)、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 186 条第 4 項	第 176 条	(略)
	第 183 条	第 263 条において読み替えて準用する第 183 条
(略)		
第 246 条第 3 項	(略)	
第 250 条第 2 項	第 248 条	第 263 条において読み替えて準用する第 248 条
第 252 条	第 243 条	第 263 条において読み替えて準用する第 243 条
(略)		
第 261 条第 1 項	(略)	(1) 第 262 条に

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)		
第 341 条 規程第 263 条において振替新株予約権について同第 4 章第 1 節、同章第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (同第 218 条第 2 項を除く。)、第 12 節 (同第 225 条第 2 項を除く。)、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第 186 条第 4 項	第 176 条	(略)
	(新設)	(新設)
(略)		
第 246 条第 3 項	(略)	
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)		
第 261 条	(略)	(1) 第 262 条に

		<p>において読み替えて準用する第 51 条第 1 項の通知 同項第 9 号に掲げる事項</p> <p>(2) 第 263 条において読み替えて準用する第 218 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項</p> <p>(3) <u>第 269 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項</u></p> <p>(削る)</p>			<p>において読み替えて準用する第 51 条第 1 項の通知 同項第 9 号に掲げる事項</p> <p>(2) 第 263 条において読み替えて準用する第 218 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項</p> <p>(3) <u>第 263 条において読み替えて準用する第 223 条第 1 項の通知 同項第 5 号に掲げる事項</u></p> <p>(4) <u>第 269 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項</u></p>
<p>(新株予約権無償割当てについて準用する規定の読替え等)</p> <p>第 350 条 規程第 269 条第 2 項において新株予約権無償割当てについて同第 80 条第 2 項から第 22 項まで、第 81 条、第 82 条及び第 83 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			<p>(新株予約権無償割当てについて準用する規定の読替え等)</p> <p>第 350 条 規程第 269 条第 2 項において新株予約権無償割当てについて同第 80 条第 2 項から第 22 項まで、第 81 条、第 82 条及び第 83 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>		
読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		

第 82 条第 1 項	(略)	第 269 条第 1 項第 3 号の新株予約権無償割当ての基準日又は新株予約権無償割当てに係る株主確定日に係る総株主報告
	(略)	第 269 条第 2 項において読み替えて準用する第 80 条第 20 項又は第 21 項の規定により新株予約権無償割当ての効力発生日において
	記載又は記録をすべき振替株式の銘柄及び数	記載又は記録をすべき振替新株予約権の銘柄及び数
第 83 条	第 80 条	第 269 条
	(略)	

2・3 (略)

(振替株式についての規定の準用)

第351条 規程第271条第1項において振替投資口について同第3章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第 82 条第 1 項	(略)	第 223 条第 1 項第 3 号の新株予約権無償割当ての基準日又は新株予約権無償割当てに係る株主確定日に係る総株主報告
	(略)	第 223 条第 3 項において読み替えて準用する第 80 条第 20 項又は第 21 項の規定により新株予約権無償割当ての効力発生日において
	(新設)	(新設)
第 83 条	(新設)	(新設)
	(略)	

2・3 (略)

(振替株式についての規定の準用)

第351条 規程第271条第1項において振替投資口について同第3章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第57条第6項及び第128条第1項	(略)	(略)
<u>第86条</u>	<u>第75条</u>	<u>第271条第1項において読み替えて準用する第75条</u>
(略)		
第143条第1項及び第2項	(略)	(略)
(略)		

2 (略)

第5章の2 振替新投資口予約権の振替等に関する取扱い

第1節 振替株式に係る規定の準用

(振替株式に係る規定の準用)

第351条の2 規程第271条の2において振替新投資口予約権について同第3章第2節第1款(第42条第2項及び第3項を除く。)、第2款第2目(第51条第1項第8号、第4項第1号ホ及びへ並びに第52条を除く。)、第6節第1款、第8節及び第15節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
------------	-----------	---------

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)		
第57条第6項及び第128条第1項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)		
第143条第2項	(略)	(略)
(略)		

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第42条第1項	法第131条第1項第2号	法第247条の3第1項において読み替えて準用する法第167条第1項第2号	
第43条第1項	前条第1項又は第2項の通知（以下「口座通知」という。）をしようとする加入者は、同条第1項又は第3項の	前条の通知（以下「口座通知」という。）をしようとする加入者は、同条の	
第43条第1項第3号	第49条第1項第10号又は第51条第1項第10号	第271条の2において読み替えて準用する第51条第1項第10号	
第46条第1項	第44条第1項	第271条の2において読み替えて準用する第44条第1項	
第46条第2項	成立後同意（法第130条第1項に規定する成立後同意をいう。以下同じ。）に係る法第131条第1項第2号	法第247条の3第1項において読み替えて準用する法第167条第1項第2号	
第47条	株主、登録株式質権	新投資口予約権者又	

	<p>者（<u>会社法第 152 条第 1 項の登録株式質権者をいう。以下同じ。</u>）又は特例登録株式質権者（<u>会社法第 218 条第 5 項の規定による請求により同法第 148 条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された者をいう。以下同じ。</u>）</p>	<p>は質権者</p>	
	<p><u>法第 131 条第 3 項</u></p>	<p><u>法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 167 条第 3 項</u></p>	
<p><u>第 51 条第 7 項</u></p>	<p><u>第 39 条第 1 項</u></p>	<p><u>第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 175 条第 1 項</u></p>	
<p><u>第 51 条第 8 項</u></p>	<p><u>第 159 条第 1 項に規定する担保株式</u></p>	<p><u>第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新投資口予約権</u></p>	

第75条第1項	振替株式の発行者は、	加入者は、
	その発行する	その有する
	法第134条第1項	法第247条の3第1項において読み替えて準用する法第170条第1項
第75条第6項	発行者	加入者
第86条	第75条第1項	第271条の2において読み替えて準用する第75条第1項
第141条第1項	法第144条	法第247条の3第1項において読み替えて準用する法第178条
	消却された振替株式の数を除く。	消却され、又は行使された振替新投資口予約権の数を除く。
第141条第1項第2号	消却された振替株式の数及び発行者が法第159条第1項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除	消却され、又は行使された振替新投資口予約権の数を除く。

	<u>く。</u>		
<u>第 141 条第 2 項</u>	<u>法第 144 条</u>	<u>法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 178 条</u>	
<u>第 141 条第 3 項</u>	<u>当該振替株式についての権利の全部</u>	<u>当該振替新投資口予約権の全部</u>	
<u>第 143 条第 1 項及び第 2 項</u>	<u>第 141 条</u>	<u>第 271 条の 2 において読み替えて準用する第 141 条</u>	
<u>第 143 条第 1 項</u>	<u>振替株式について権利の全部</u>	<u>振替新投資口予約権の全部</u>	
<p><u>2 第 2 章の規定は、規程第 271 条の 2 において振替新投資口予約権について同第 3 章の規定を準用する場合について準用する。</u></p>			
<p><u>第 2 節 振替新株予約権付社債に係る規定の準用</u></p>			(新設)
<p><u>(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)</u></p>			
<p><u>第 351 条の 3 規程第 271 条の 3 において振替新投資口予約権について同第 4 章第 1 節 (第 173 条第 2 項第 6 号を除く。)、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (第 216 条及び第 221 条に限る。)、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</u></p>			(新設)
<u>読み替える規程の規定</u>	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>	

第 173 条第 2 項第 2 号	法第 194 条第 3 項第 2 号	法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 165 条第 3 項第 2 号
	この章及び第 288 条	この章
第 175 条第 1 項	第 173 条	第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 173 条
第 182 条第 4 項第 3 号	法第 194 条第 5 項第 2 号	法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 165 条第 5 項第 2 号
第 183 条第 1 項及び第 2 項	第 186 条	第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 186 条
第 184 条第 2 項、第 5 項及び第 186 条第 1 項	第 182 条	第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 182 条
第 186 条第 3 項	第 183 条	第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 183 条
	第 184 条	第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 184 条

	<u>第 175 条</u>	<u>第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 175 条</u>	
<u>第 186 条第 4 項</u>	<u>第 176 条</u>	<u>第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 176 条</u>	
	<u>第 183 条</u>	<u>第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 183 条</u>	
<u>第 186 条第 5 項</u>	<u>第 248 条</u>	<u>第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 248 条</u>	
<u>第 216 条</u>	<u>会社法第 236 条第 1 項第 7 号イ</u>	<u>投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 2 第 4 号イ</u>	
<u>第 221 条</u>	<u>取得しようとする場合（当該振替新株予約権付社債を取得するのと引換えに当該新株予約権付社債権者に対して振替株式、振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付しない</u>	<u>取得しようとする場合には</u>	

	場合に限る。)には		
第 230 条	第 233 条	第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 233 条	
第 232 条第 2 項	第 134 条から第 136 条まで	第 134 条から第 136 条まで (同条第 2 項を除く。)	
	第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新株予約権付社債権者通知」と、第 136 条第 2 項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項 (第 92 条第 2 項、	第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新投資口予約権者通知」と、第 136 条第 3 項中「第 77 条の規定」とあるのは「第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 192 条の規定」と読み替えるものとする。	

	<p>第 102 条第 9 項及び 第 105 条第 7 項にお いて準用する場合を 含む。)、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項 若しくは第 11 項又は 第 94 条第 10 項若し くは第 11 項の規定に より」とあるのは 「取得条項付株式若 しくは全部取得条項 付種類株式の全部取 得、合併、株式交 換、株式移転又は取 得条項付新株予約権 付社債の全部取得に おいて、第 80 条第 23 項において準用す る同条第 20 項若しく は第 21 項、第 94 条 第 13 項において準用 する同条第 10 項若し くは第 11 項、第 218 条第 21 項若しくは第</p>		
--	--	--	--

	<u>22 項又は第 225 条第 21 項又は第 22 項の規定により」と、同条第 3 項中「第 77 条の規定」とあるのは「第 192 条の規定」と読み替えるものとする。</u>		
<u>第 234 条第 2 項</u>	<u>償還があったもの、新株予約権の消却及び新株予約権の行使があったものの数を除く。</u>	<u>新投資口予約権の消却及び新投資口予約権の行使があったものの数を除く。</u>	
<u>第 240 条</u>	<u>第 218 条、第 221 条、第 225 条及び第 229 条</u>	<u>第 271 条の 3 において読み替えて準用する第 221 条</u>	
	<u>法第 218 条第 1 項</u>	<u>法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 186 条第 1 項</u>	

<u>第 245 条第 2 項</u>	<u>法第 212 条第 1 項又 は第 213 条第 1 項</u>	<u>法第 247 条の 3 第 1 項において読み替え て準用する法第 181 条第 1 項又は第 182 条第 1 項</u>	
<u>第 246 条第 1 項</u>	<u>法第 218 条第 5 項</u>	<u>法第 247 条の 3 第 1 項において読み替え て準用する法第 186 条第 5 項</u>	
<u>第 246 条第 3 項</u>	<u>第 241 条</u>	<u>第 271 条の 3 におい て読み替えて準用す る第 241 条</u>	
<u>第 250 条第 2 項</u>	<u>第 248 条</u>	<u>第 271 条の 3 におい て読み替えて準用す る第 248 条</u>	
<u>第 252 条</u>	<u>第 243 条</u>	<u>第 271 条の 3 におい て読み替えて準用す る第 243 条</u>	
<u>第 256 条第 1 項</u>	<u>法第 193 条第 2 項</u>	<u>法第 247 条の 3 第 1 項において読み替え て準用する法第 164 条第 2 項</u>	
<u>第 258 条第 2 項</u>	<u>第 256 条</u>	<u>第 271 条の 3 におい て読み替えて準用す</u>	

		る第 256 条	
	社債券	新投資口予約権証券	
第 259 条第 10 項	法第 212 条第 1 項又は第 213 条第 1 項	法第 247 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する法第 181 条第 1 項又は第 182 条第 1 項	
第 261 条第 1 項	<p>(1) 第 180 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項</p> <p>(2) 第 181 条第 12 項の通知 同条第 2 項の新規記録情報その他規則で定める事項</p> <p>(3) 第 218 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項</p> <p>(4) 第 223 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項</p> <p>(5) 第 225 条第 1 項の通知 同項第 5 号に掲げる事項</p>	<p>(1) 第 271 条の 2 において読み替えて準用する第 51 条第 1 項の通知 同項第 9 号に掲げる事項</p> <p>(2) 第 271 条の 4 において読み替えて準用する第 269 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項</p>	
2 第 3 章の規定は、規程第 271 条の 3 において振替新投資口予約権に			

ついて同第4章の規定を準用する場合について準用する。

第3節 振替新株予約権に係る規定の準用

(新設)

(振替新株予約権に係る規定の準用)

第351条の4 規程第271条の4において振替新投資口予約権について同第5章第3節から第5節まで(第268条第1項第4号及び第9号、第2項、第4項、第6項、第8項並びに第10項並びに第270条を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第265条第2項	第262条	第271条の2
第267条第1項及び第2項	第265条	第271条の4において読み替えて準用する第265条
第268条第1項	第265条	第271条の4において読み替えて準用する第265条
	第51条	第271条第1項において読み替えて準用する第51条
第268条第3項	第265条	第271条の4において読み替えて準用す

		る第 265 条	
第 268 条第 7 項	前 2 項の規定は、同 2 項	第 5 項の規定は、同 項	
第 268 条第 9 項第 1 号	第 265 条	第 271 条の 4 におい て読み替えて準用す る第 265 条	
第 268 条第 9 項第 1 号 ロ	第 4 号及び第 8 号	第 8 号	
第 268 条第 11 項	前 2 項	第 9 項	
第 269 条第 1 項	会社法第 277 条	投資信託及び投資法 人に関する法律第 88 条の 13	
	第 262 条	第 271 条の 2	
第 269 条第 1 項第 3 号	第 151 条	第 271 条第 1 項にお いて読み替えて準用 する第 151 条	
第 269 条第 2 項におい て読み替えて準用する 第 80 条第 15 項第 4 号	第 263 条	第 271 条の 3	
第 269 条第 2 項におい て読み替えて準用する 第 81 条第 1 項	第 269 条	第 271 条の 4 におい て読み替えて準用す る第 269 条	
	第 263 条	第 271 条の 3	
第 269 条第 2 項におい	第 269 条	第 271 条の 4 におい	

て読み替えて準用する 第 82 条第 1 項		て読み替えて準用する 第 269 条	
	第 148 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 148 条	
第 269 条第 2 項において読み替えて準用する 第 83 条	第 269 条	第 271 条の 4 において読み替えて準用する第 269 条	
	第 262 条	第 271 条の 2	
2 第 4 章の規定は、規程第 271 条の 4 において振替新投資口予約権について同第 5 章の規定を準用する場合について準用する。			
(振替株式会社についての規定の準用)			(振替株式会社についての規定の準用)
第 352 条 規程第 272 条第 1 項において振替優先出資について同第 3 章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。			第 352 条 規程第 272 条第 1 項において振替優先出資について同第 3 章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規程の規定
(略)			(略)
第 143 条第 1 項及び第 2 項	(略)	(略)	第 143 条
(略)			(略)
2 (略)			2 (略)

<p>(銘柄情報に係る通知)</p> <p>第 353 条 (略)</p> <p>2 規程第 275 条第 17 号に規定する規則で定める事項は、振替投資信託受益権の銘柄コードとする。</p> <p>(新規記録通知をする時期)</p> <p>第 354 条 規程第 276 条第 1 項及び同第 276 条の 3 第 1 項の新規記録通知は、機構が特に認める場合を除き、新規記録をすべき日 (規程第 276 条第 1 項第 6 号及び同第 276 条の 3 第 1 項第 6 号の新規記録をすべき日をいう。) にするものとする。</p> <p>2 規程第 276 条の 2 第 1 項の新規記録通知は、機構が特に定める場合を除き、新規記録をすべき日 (同項第 9 号の新規記録をすべき日をいう。) の前営業日から起算して 2 営業日前までにするものとする。</p> <p>(新規記録通知事項等)</p> <p>第 354 条の 2 規程第 276 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び同第 276 条の 3 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。</p> <p>(1) 当該振替投資信託受益権の銘柄コード</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 規程第 276 条第 1 項第 7 号及び同第 276 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 規程第 276 条第 3 項及び同項第 4 号並びに同第 276 条の 3 第 2 項及</p>	<p>(銘柄情報に係る通知)</p> <p>第 353 条 (略)</p> <p>2 規程第 275 条第 16 号に規定する規則で定める事項は、振替投資信託受益権の銘柄コードとする。</p> <p>(新規記録通知をする時期)</p> <p>第 354 条 規程第 276 条第 1 項の新規記録通知は、機構が特に認める場合を除き、新規記録をすべき日にするものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新規記録通知事項等)</p> <p>第 354 条の 2 規程第 276 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。</p> <p>(1) 当該信託に係る振替投資信託受益権の銘柄コード</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 規程第 276 条第 1 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 規程第 276 条第 3 項本文及び同項第 4 号に規定する規則で定める事</p>
--	---

<p><u>び同項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>5 <u>規程第276条第4項及び同第276条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>6 <u>規程第276条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>同条第1項第1号の振替投資信託受益権の銘柄コード</u></p> <p>(2) <u>同項第2号の加入者の加入者口座コード及び株主等照会コード</u></p> <p>(3) <u>前号の加入者が質権者であるときは、受益者の加入者口座コード</u></p> <p>7 <u>規程第276条の2第1項第10号に規定するその他規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとする旨</u></p> <p>(2) <u>信託併合効力発生日</u></p> <p>(3) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p>8 <u>規程第276条の2第2項の通知は、原則として、新規記録をすべき日(同条第1項第9号の新規記録をすべき日をいう。次項において同じ。)の前営業日にするものとする。</u></p> <p>9 <u>規程第276条の2第4項に規定する記載又は記録は、新規記録をすべき日の業務開始時に行うものとする。</u></p>	<p>項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>5 規程第276条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p>(振替株式についての規定の準用)</p> <p>第 355 条 第 2 章の規定は、<u>規程第 273 条、第 274 条の 2、第 277 条、第 278 条、第 279 条、第 283 条の 8 及び第 283 条の 9</u>において振替投資信託受益権について規程第 3 章第 1 節、<u>同章第 2 節第 1 款</u>、同章第 3 節、同章第 13 節、同章第 14 節、同章第 19 節及び同章第 21 節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。</p> <p><u>(全部抹消の通知)</u></p> <p>第 355 条の 10 の 2 <u>規程第 277 条の 12 の 2 第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 277 条の 12 の 2 第 1 項第 2 号の全部抹消する日の 2 週間前までにしなければならない。</u></p> <p><u>(全部抹消の記載又は記録をする日)</u></p> <p>第 355 条の 10 の 3 <u>規程第 277 条の 12 の 2 第 3 項に規定する記録の抹消は、同項の全部抹消する日の業務開始時に行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 節 信託の併合に係る手続</u></p> <p><u>(信託の併合の通知の通知方法)</u></p> <p>第 355 条の 27 <u>規程第 277 条の 17 第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 277 条の 17 第 1 項第 4 号の信託併合効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。</u></p>	<p>(振替株式についての規定の準用)</p> <p>第 355 条 第 2 章の規定は、規程第 273 条、第 277 条、第 278 条、第 279 条、第 283 条の 8 及び第 283 条の 9 において振替投資信託受益権について規程第 3 章第 1 節、同章第 3 節、同章第 13 節、同章第 14 節、同章第 19 節及び同章第 21 節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>
--	---

<p><u>(発行者の通知事項)</u></p> <p><u>第 355 条の 28 規程第 277 条の 17 第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、信託の併合に係る手続の日程とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(機構の通知事項)</u></p> <p><u>第 355 条の 29 規程第 277 条の 17 第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 当該信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の銘柄コード</u></p> <p><u>(2) 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄コード</u></p> <p><u>(3) その他機構が定める事項</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(新投資信託受益権口数申告の方法)</u></p> <p><u>第 355 条の 30 規程第 277 条の 17 第 7 項に規定する新投資信託受益権口数申告においては、同項第 2 号の口数のうち信託の記録がされるべき口数がある場合には、それ以外の口数と区分して通知するものとする。</u></p> <p><u>2 規程第 277 条の 17 第 7 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 当該顧客口の機構加入者コード</u></p> <p><u>(2) 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄コード</u></p> <p><u>3 規程第 277 条の 17 第 7 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 当該担保専用口の機構加入者コード</u></p>	<p>(新設)</p>

<p><u>(2) 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄コード</u></p> <p><u>4 規程第 277 条の 17 第 7 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード</u></p> <p><u>(2) 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄コード</u></p> <p><u>(抹消及び増加の記載又は記録をする時期)</u></p> <p><u>第 355 条の 31 規程第 277 条の 17 第 10 項に規定する措置及び同条第 11 項に規定する措置は、同項の信託併合効力発生日の業務開始時に行うものとする。</u></p> <p><u>(調整投資信託受益権口数の記載又は記録)</u></p> <p><u>第 355 条の 32 規程第 277 条の 18 第 1 項の通知は、信託併合効力発生日に係る総受益者通知を行う日とするものとする。</u></p> <p><u>2 規程第 277 条の 18 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、調整投資信託受益権口数についての効力発生日とする。</u></p> <p><u>3 機構は、規程第 277 条の 18 第 1 項の通知をする場合には、同時に、同項の全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた口数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。</u></p> <p><u>4 規程第 277 条の 18 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。</u></p> <p><u>5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、全部抹消する日においてその加入者の口座に増加の記載又は記録をした口数</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------

<p><u>と通知を受けた口数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。</u></p> <p><u>(調整投資信託受益権口数の記載又は記録をすべき口座)</u></p> <p><u>第 355 条の 33 規程第 277 条の 18 第 2 項第 1 号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。</u></p> <p><u>2 規程第 277 条の 18 第 2 項第 2 号に規定する規則で定める口座は、従前の信託の発行者からあらかじめ届出を受けた第 3 条第 2 項第 6 号ハ(チ)の口座又は規程第 12 条の通知により当該発行者からあらかじめ届出を受けた口座とする。</u></p> <p><u>(調整投資信託受益権口数の記載又は記録をする時期)</u></p> <p><u>第 355 条の 34 規程第 277 条の 18 第 5 項に規定する増加の記載又は記録は、同項の調整投資信託受益権口数記録日の業務開始時に行うものとする。</u></p> <p><u>2 規程第 277 条の 18 第 6 項に規定する措置は、同項の調整受益権口数記録日の業務開始時に行うものとする。</u></p> <p><u>(公示催告手続が行われている受益証券に係る振替投資信託受益権についての取扱い)</u></p> <p><u>第 355 条の 35 規程第 277 条の 19 第 2 項に規定する新規記録通知における新規記録をすべき日は、当該受益証券の除権決定（非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 106 条第 1 項に規定する除権決定をい</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	-------------------------------------

う。) がされた日の翌営業日以後の日とするものとする。

(信託の併合により振替投資信託受益権でない受益権が交付される場合に係る全部抹消の通知の通知方法)

第 355 条の 36 規程第 277 条の 20 の全部抹消の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 277 条の 20 の信託併合効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。

第 7 節 (略)

(総受益者通知日程案内の通知時期)

第 356 条の 2 (略)

2 機構は、総受益者通知事由が規程第 283 条第 5 号に該当するものであった場合には、同第 283 条の 3 第 1 項の総受益者通知日程案内の通知を前項に規定する日のほか、原則として、受益者確定日の前営業日から起算して 11 営業日前の日にも行う。

(総受益者通知日程案内の通知事項)

第 356 条の 3 規程第 283 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 受益者確定日が投資信託受益権の併合若しくは分割又は信託の併合に係るものであるときは、次に掲げる事項

イ 直接口座管理機関に対する規程第 277 条の 14 第 1 項、同第 277

(新設)

第 6 節 (略)

(総受益者通知日程案内の通知時期)

第 356 条の 2 (略)

(新設)

(総受益者通知日程案内の通知事項)

第 356 条の 3 規程第 283 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 受益者確定日が投資信託受益権の併合又は分割に係るものであるときは、次に掲げる事項

イ 直接口座管理機関に対する規程第 277 条の 14 第 1 項又は同第

条の16第1項又は同第277条の18第1項の通知の通知日

ロ (略)

ハ 投資信託受益権併合銘柄、投資信託受益権分割銘柄又は信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の銘柄コード

ニ 投資信託受益権の併合若しくは分割又は信託の併合の別

ホ 減少比率、増加比率又は割当比率

ヘ 投資信託受益権併合効力発生日、投資信託受益権分割効力発生日又は信託併合効力発生日

(5) (略)

第8節 (略)

第9節 (略)

(全部抹消の記録をする日)

第357条の18 規程第285条の22第3項に規定する記録の抹消は、同項の全部抹消する日の業務開始時に行うものとする。

(機構の通知事項)

第357条の37 規程第285条の27第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(削る)

(3) (略)

277条の16第1項の通知の通知日

ロ (略)

ハ 投資信託受益権併合銘柄又は投資信託受益権分割銘柄の銘柄コード

ニ 投資信託受益権の併合又は分割の別

ホ 減少比率又は増加比率

ヘ 投資信託受益権併合効力発生日又は投資信託受益権分割効力発生日

(5) (略)

第7節 (略)

第8節 (略)

(全部抹消の記載又は記録をする日)

第357条の18 規程第285条の22第3項に規定する記載又は記録の抹消は、同項の全部抹消する日の業務開始時に行うものとする。

(機構の通知事項)

第357条の37 規程第285条の27第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 同条第1項各号に掲げる事項

(4) (略)

<p>(抹消及び増加の記載又は記録をする時期)</p> <p>第 357 条の 39 規程第 285 条の 27 第 10 項に規定する措置及び同条第 11 項に規定する措置は、<u>同項の信託併合効力発生日の業務開始時に行うものとする。</u></p> <p>(調整受益権数の記載又は記録)</p> <p>第 357 条の 40 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 機構は、規程第 285 条の 28 第 1 項の通知をする場合には、同時に、同項の全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。</u></p> <p><u>4 規程第 285 条の 28 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。</u></p> <p><u>5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、全部抹消する日においてその加入者の口座に増加の記載又は記録をした数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。</u></p> <p>(調整受益権数の記載又は記録をする時期)</p> <p>第 357 条の 42 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(抹消及び増加の記載又は記録をする時期)</p> <p>第 357 条の 39 規程第 285 条の 27 第 10 項に規定する措置及び同条第 11 項に規定する措置は、<u>信託併合効力発生日の業務開始時に行うものとする。</u></p> <p>(調整受益権数の記載又は記録)</p> <p>第 357 条の 40 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(調整受益権数の記載又は記録をする時期)</p> <p>第 357 条の 42 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 機構は、規程第 285 条の 28 第 1 項の通知をする場合には、同時</u></p>
--	--

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(信託の分割の通知の通知方法) 第 357 条の 43 規程第 285 条の 29 第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 285 条の 29 第 1 項第 4 号の<u>信託分割効力発生日</u>の 2 週間前までにしなければならない。</p> <p>(機構の通知事項) 第 357 条の 45 規程第 285 条の 29 第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p>	<p><u>に、同項の全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。</u></p> <p><u>4 規程第 285 条の 28 第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。</u></p> <p><u>5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、全部抹消する日においてその加入者の口座に増加の記載又は記録をした数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。</u></p> <p>(信託の分割の通知の通知方法) 第 357 条の 43 規程第 285 条の 29 第 1 項<u>及び第 2 号</u>の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 285 条の 29 第 1 項第 4 号の<u>信託併合効力発生日</u>の 2 週間前までにしなければならない。</p> <p>(機構の通知事項) 第 357 条の 45 規程第 285 条の 29 第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 同条第 1 項各号に掲げる事項</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>
--	--

(増加の記載又は記録をする時期)

第 357 条の 47 規程第 285 条の 29 第 10 項に規定する措置及び同条第 11 項に規定する措置は、同項の信託分割効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(口座振替等の処理順位)

第 358 条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 一の営業日の業務開始時における別表 5 に掲げる処理、業務開始後における振替未了(第 60 条第 2 項第 2 号(第 351 条第 2 項、第 352 条第 2 項、第 355 条及び第 357 条の 6 において準用する場合を含む。))又は第 249 条第 2 項第 2 号(第 342 条第 1 項及び第 351 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する振替未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求一連動」及び「先日付 D V P 振替請求」並びに業務開始後における指定未了(第 71 条第 4 項(第 351 条第 2 項、第 352 条第 2 項、第 355 条及び第 357 条の 6 において準用する場合を含む。))又は第 259 条第 4 項(第 342 条第 1 項及び第 351 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する指定未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解除請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」 別表 5 に定める処理順位で行う。

(2) (略)

2 (略)

(増加の記載又は記録をする時期)

第 357 条の 47 規程第 285 条の 29 第 10 項に規定する措置及び同条第 11 項に規定する措置は、信託分割効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(口座振替等の処理順位)

第 358 条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 一の営業日の業務開始時における別表 5 に掲げる処理、業務開始後における振替未了(第 60 条第 2 項第 2 号(第 351 条第 2 項、第 352 条第 2 項、第 355 条及び第 357 条の 6 において準用する場合を含む。))又は第 249 条第 2 項第 2 号(第 342 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する振替未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求一連動」及び「先日付 D V P 振替請求」並びに業務開始後における指定未了(第 71 条第 4 項(第 351 条第 2 項、第 352 条第 2 項、第 355 条及び第 357 条の 6 において準用する場合を含む。))又は第 259 条第 4 項(第 342 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する指定未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解除請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」 別表 5 に定める処理順位で行う。

(2) (略)

2 (略)

附 則

(投資信託受益権の特例)

第 22 条 特例投資信託受益権のうち機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録がされたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この規則の規定（第 357 条を除く。）を適用する。

(削る)

第 26 条 (略)

第 27 条 (略)

第 28 条 (略)

第 29 条 (略)

別表 1

附 則

(投資信託受益権の特例)

第 22 条 特例投資信託受益権のうち機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録がされたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この規則の規定（第 354 条及び第 357 条を除く。）を適用する。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の停止期間)

第 26 条 規程附則第 26 条に規定する特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録をすることができない日は、次に掲げる日とする。

(1) 特例投資信託受益権に係る信託の計算期間終了日

(2) 特定の銘柄の特例投資信託受益権について併合又は分割が行われる場合における併合又は分割の日の前営業日

(3) その他必要があると機構が認める日

第 27 条 (略)

第 28 条 (略)

第 29 条 (略)

第 30 条 (略)

別表 1

1. ～ 3. (略)			1. ～ 3. (略)		
4. 投資口の発行者の場合			4. 投資口の発行者の場合		
通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) (略)	(略)	(略)	(1) (略)	(略)	(略)
<u>(2)</u> 自己投資口の消却を決定した場合 (自己投資口が振替投資口である場合に限る。)	自己投資口の消却をする投資法人	役員会決議後速やかに	(新設)	(新設)	(新設)
<u>(3)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(2)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(4)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(3)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(5)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(4)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(6)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(5)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(7)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(6)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(8)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(7)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(9)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(8)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(10)</u> 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合 (<u>(5)</u> 及び <u>(6)</u> の場合によるものを除く。)	(略)	(略)	<u>(9)</u> 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合 (<u>(4)</u> 及び <u>(5)</u> の場合によるものを除く。)	(略)	(略)
<u>(11)</u> (略)	(略)	(略)	<u>(10)</u> (略)	(略)	(略)
<u>(12)</u> (1) から <u>(11)</u> までの事由に基	(1) から <u>(11)</u> までのそ	(略)	<u>(11)</u> (1) から <u>(10)</u> までの事由に基	(1) から <u>(10)</u> のそれぞ	(略)

づき届け出た内容について変更が生じた場合	それぞれの届出をすべき投資法人		づき届け出た内容について変更が生じた場合	れの届出をすべき投資法人	
(13) (略)	(略)	(略)	(12) (略)	(略)	(略)
4の2. 新投資口予約権の発行者の場合			(新設)		
<u>通知すべき場合</u>	<u>通知すべき者</u>	<u>通知すべき時期</u>			
(1) <u>新投資口予約権の無償割当てを決定した場合</u>	<u>新投資口予約権の無償割当てを決定した投資法人</u>	<u>役員会決議後速やかに</u>			
(2) <u>取得条項付新投資口予約権の内容として投資法人が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め(投資信託及び投資法人に関する法律第88条の2第4号ロ)がある場合において取得すべき日を決定した場合又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の2第4号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付新投資</u>	<u>取得条項付新投資口予約権の取得をする投資法人</u>	<u>役員会承認後速やかに又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の2第4号イの事由が生じた後直ちに</u>			

<u>口予約権の全部を取得するとき（取得条項付新投資口予約権が振替新投資口予約権である場合に限る。）</u>			
<u>(3) 自己新投資口予約権の消却を決定した場合（自己新投資口予約権が振替新投資口予約権である場合に限る。）</u>	<u>自己新投資口予約権の消却をする投資法人</u>	<u>役員会決議後速やかに</u>	
<u>(4) 新投資口予約権の全部が行使された場合</u>	<u>振替新投資口予約権を発行する投資法人</u>	<u>新投資口予約権の全部が行使された後速やかに</u>	
<u>(5) 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合</u>	<u>振替新投資口予約権を発行する投資法人</u>	<u>上場廃止となった日以降速やかに</u>	
<u>(6) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合</u>	<u>振替新投資口予約権を発行する投資法人</u>	<u>変更が生じたとき速やかに</u>	
<u>(7) (1) から (6) までの事由に基づき届け出た内容につ</u>	<u>(1) から (6) までのそれぞれの届出を</u>	<u>左記の事実が発生したとき速やかに</u>	

いて変更が生じた場合	すべき投資法人	
(8) その他機構が別に定める場合	振替新投資口予約権を発行する投資法人	機構が別に定めるとき

5. (略)

6. 投資信託受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) ~ (4) (略)	(略)	(略)
(5) 信託の併合を決定した場合	従前の信託の振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに
	信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の発行者(信託の併合により消滅する受益権が振替投資信託受益権でない場合に限る。)	決定後速やかに
(6) (略)	(略)	(略)
(7) (略)	(略)	(略)
(8) (略)	(略)	(略)
(9) (略)	(略)	(略)

5. (略)

6. 投資信託受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) ~ (4) (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(5) (略)	(略)	(略)
(6) (略)	(略)	(略)
(7) (略)	(略)	(略)
(8) (略)	(略)	(略)

(10) 振替投資信託受益権に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行ったとき（（1）から（9）までに掲げる場合を除く。）	(略)	(略)
(11) (1) から(10)までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(略)	(略)
(12) (略)	(略)	(略)

7. (略)
(注) (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	(略)	規程第 43 条第 2 項、同第 44 条第 4 項（同第 5 章、第 6 章の 2、第 8 章及び	(略)

(9) 振替投資信託受益権に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行ったとき（（1）から（8）までに掲げる場合を除く。）	(略)	(略)
(10) (1) から(9)までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	(略)	(略)
(11) (略)	(略)	(略)

7. (略)
(注) (略)

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	(略)	規程第 43 条第 2 項、同第 44 条第 4 項（同第 5 章及び第 8 章の 2 において読	(略)

		第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)				み替えて準用する場合を含む。)	
前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の4第6項、同第285条の5第4項	(略)		前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の4第6項、同第285条の5第4項
(略)				(略)			
前日振替請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章の2まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第186条第1項	(略)		前日振替請求	(略)	規程第57条第1項(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第186条第1項(同第5章において読

		(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)				み替えて準用する場合を含む。)	
(略)				(略)			
前日振替請求 (譲渡担保)	(略)	規程 57 条第1項 (同第6章から第8章の2まで(第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	前日振替請求 (譲渡担保)	(略)	規程 57 条第1項 (同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、	(略)
(略)				(略)			
前日残高調整 請求	(略)	規程第 57 条第1項 (同第6章から第8章の2まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 186 条第1項 (同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	前日残高調整 請求	(略)	規程第 57 条第1項 (同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 186 条第1項 (同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)			
先日付一般振 替請求一連動 〈決済照合シス	(略)	規程第 57 条第1項 (同第6章から第8章の2	(略)	先日付一般振 替請求一連動 〈決済照合シス	(略)	規程第 57 条第1項 (同第6章から第8章の2	(略)

テム連動>		<p>まで(同第6章の2を除く。) において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第53条第2項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、規程第186条第1項(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第246条第2項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)</p>			テム連動>		<p>までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第53条第2項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、規程第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第246条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)</p>		
(略)				(略)					
振替一時停止申告(市場取引)	(略)	<p>規程第58条(同第6章から第8章の2まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から</p>	(略)		振替一時停止申告(市場取引)	(略)	<p>規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用</p>	(略)	

		第7章の2まで (同第5章の2 を除く。)にお いて準用する場 合を含む。)、規 程第187条(同 第5章及び第6 章の2)におい て読み替えて準 用する場合を含 む。)、規則第 251条第1項 (同第4章及び 第5章の2)にお いて準用する場 合を含む。)				する場合を含 む。)、規程第 187条(同第5 章において読み 替えて準用する 場合を含む。)、 規則第251条第 1項(同第4章 において準用す る場合を含 む。)		
一時停止申 告・同解除申 告	(略)	規程第58条 (同第6章から 第8章の2まで (同第6章の2 を除く。))にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。)、同第 187条(同第5 章及び第6章の 2)において読み 替えて準用する 場合を含む。)	(略)		一時停止申 告・同解除申 告	(略)	規程第58条 (同第6章から 第8章の2まで において読み替 えて準用する場 合を含む。)、同 第187条(同第 5章において読 み替えて準用す る場合を含 む。)	(略)
当日DVP振 替請求(市場 取引)	(略)	規程第59条 (同第6章から 第8章の2まで (同第6章の2 を除く。))にお	(略)		当日DVP振 替請求(市場 取引)	(略)	規程第59条 (同第6章から 第8章の2まで において読み替 えて準用する場	(略)

		いて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 62 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで <u>(同第 5 章の 2 を除く。)</u>) において準用する場合を含む。)、規程第 188 条 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 250 条第 1 項 (同第 4 章及び <u>第 5 章の 2</u>) において準用する場合を含む。)				合を含む。)、規則第 62 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、規程第 188 条 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 250 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)			
先日付 D V P 振替請求 <決済照合システム連動>	(略)	規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 まで <u>(同第 6 章の 2 を除く。)</u>) において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 53 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで <u>(同第 5 章の 2 を除く。)</u>) に	(略)		先日付 D V P 振替請求 <決済照合システム連動>	(略)	規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 53 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 65	(略)	

		<p>において準用する場合を含む。)、同第 65 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) において準用する場合を含む。)、<u>規程第 186 第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)</u>、規則第 246 条第 2 項、同第 253 条第 1 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において準用する場合を含む。)</p>				<p>条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、<u>規程第 186 第 1 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)</u>、規則第 246 条第 2 項、同第 253 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)</p>		
(略)			(略)					
先日付貸株 DVP 振替請求<決済照合システム連動>	(略)	<p>規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 53 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで</p>	(略)	先日付貸株 DVP 振替請求<決済照合システム連動>	(略)	<p>規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 53 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用す</p>	(略)	

		で(同第5章の2を除く。)において準用する場合を含む。)、同第65条第1項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、 <u>規程第5章及び第6章の2</u> において読み替えて準用する同第186条第1項、規則第4章及び <u>第5章の2</u> において準用する同第246条第2項、同第4章及び <u>第5章の2</u> において準用する同第253条第1項				る場合を含む。)、同第65条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、 <u>規程第5章</u> において読み替えて準用する同第186条第1項、規則第4章において準用する同第246条第2項、同第4章において準用する同第253条第1項		
(略)				(略)				
前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第68条(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、同第256条(同第	(略)	前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第68条(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条(同第4章において準用する	(略)	

		4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)				場合を含む。)	
(略)				(略)			
担保指定証券預託（相手先指定・株式等）	(略)	規則第68条の2（同第5章から第7章の2まで（同第5章の2を除く。））において準用する場合を含む。）、同第256条の2（同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	(略)	担保指定証券預託（相手先指定・株式等）	(略)	規則第68条の2（同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。）、同第256条の2（同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)			
前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第71条第1項（同第5章から第7章の2まで（同第5章の2を除く。））において準用する場合を含む。）、同第259条第1項（同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	(略)	前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第71条第1項（同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。）、同第259条第1項（同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)			

前日残高保留 指定・同解除 請求	(略)	規則第 72 条第 1 項 (同第 5 章 から第 7 章の 2 まで (同第 5 章 の 2 を除く。)) において準用す る場合を含 む。)、同第 260 条第 1 項 (同第 4 章及び第 5 章 の 2 において準 用する場合を含 む。)	(略)		前日残高保留 指定・同解除 請求	(略)	規則第 72 条第 1 項 (同第 5 章 から第 7 章の 2 までにおいて準 用する場合を含 む。)、同第 260 条第 1 項 (同第 4 章において準 用する場合を含 む。)	(略)	
(略)					(略)				
受入予定証券 引渡完了請求	(略)	規則第 69 条第 2 項 (同第 5 章 から第 7 章の 2 まで (同第 5 章 の 2 を除く。)) において準用す る場合を含 む。)、同第 257 条第 2 項 (同第 4 章及び第 5 章 の 2 において準 用する場合を含 む。)	(略)		受入予定証券 引渡完了請求	(略)	規則第 69 条第 2 項 (同第 5 章 から第 7 章の 2 までにおいて準 用する場合を含 む。)、同第 257 条第 2 項 (同第 4 章において準 用する場合を含 む。)	(略)	
(略)					(略)				
プール残高解 放請求	(略)	規則第 74 条第 2 項 (同第 5 章 から第 7 章の 2 まで (同第 5 章 の 2 を除く。))	(略)		プール残高解 放請求	(略)	規則第 74 条第 2 項 (同第 5 章 から第 7 章の 2 までにおいて準 用する場合を含	(略)	

		において準用する場合を含む。)、同第 262 条第 2 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において準用する場合を含む。)				む。)、同第 262 条第 2 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	
(略)				(略)			
新株式数申告	(略)	規程第 80 条第 15 項 (同第 92 条第 2 項、同第 102 条第 9 項、同第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項 (同第 271 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 87 条第 7 項、同第 89 条第 7 項、同第 94 条第 7 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 218 条第 16 項、同第 225 条第 16 項 (同第 5 章に	(略)	新株式数申告	(略)	規程第 80 条第 15 項 (同第 92 条第 2 項、同第 102 条第 9 項、同第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 87 条第 7 項、同第 89 条第 7 項、同第 94 条第 7 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 218 条第 16 項、同第 225 条第 16 項 (同第 5 章に	(略)

		において読み替えて準用する場合を含む。)、同第277条の13第7項、同第277条の15第7項、 <u>同第277条の17第7項</u> 、同第285条の23第7項、同第285条の25第7項、同第285条の27第7項、 <u>同第285条の29第7項</u>				7項、同第277条の15第7項、同第285条の23第7項、同第285条の25第7項、同第285条の27第7項、 <u>第285条の29第7項</u>			
特別株主の申出	(略)	規程第115条第1項(同第6章から第8章まで(<u>同第6章の2を除く。</u>))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の38第1項	(略)		特別株主の申出	(略)	規程第115条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の38第1項	(略)	
担保訂正申告	(略)	規程第122条第3項(同第6章から第8章まで(<u>同第6章の2を除く。</u>))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の45第	(略)		担保訂正申告	(略)	規程第122条第3項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の45第3項	(略)	

		3項	
(略)			
担保株式の届出	(略)	規程第159条第3項又は第6項(同第6章、第7章及び第8章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第248条第3項又は第6項(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の66第3項又は第6項	(略)
(略)			
新株予約権行使・抹消請求	(略)	規程第265条第4項又は第7項(同第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)			

②～④ (略)

⑤ 振替投資信託受益権又は振替受益権の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報	(略)	規程第276条第	(略)

(略)			
担保株式の届出	(略)	規程第159条第3項又は第6項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第248条第3項又は第6項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の66第3項又は第6項	(略)
(略)			
新株予約権行使・抹消請求	(略)	規程第265条第4項又は第7項	(略)
(略)			

②～④ (略)

⑤ 振替投資信託受益権又は振替受益権の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報	(略)	規程276条第1	(略)

通知		1項、同第 276 条の 3 第 1 項	
(略)			

⑥ 振替投資信託受益権の受託会社からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
信託設定済通知	(略)	規程第 276 条第 4 項、同第 276 条の 3 第 3 項	(略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
証券口座処理明細	(略)	規程第 57 条第 8 項 (第 6 章から第 8 章の 2 まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。) 又は第 186 条第 6 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)			

通知		項	
(略)			

⑥ 振替投資信託受益権の受託会社からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
信託設定済通知	(略)	規程 276 条第 4 項	(略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
証券口座処理明細	(略)	規程第 57 条第 8 項 (第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。) 又は第 186 条第 6 項	(略)
(略)			

取扱廃止事前通知（株式等）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章及び第 6 章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 356 条の 2 第 2 項、同第 357 条の 62 第 2 項</u>	(略)		取扱廃止事前通知（株式等）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章及び第 6 章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 357 条の 62 第 2 項</u>	(略)	
(略)					(略)				
増減資等の内容（株式）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章及び第 6 章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 357 条の 62 第 2 項</u>	(略)		増減資等の内容（株式）	(略)	同上	(略)	
総新株予約権付社債権者通知提出日程案内	(略)	規則第 321 条（同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）	(略)		総新株予約権付社債権者通知提出日程案内	(略)	規則第 321 条（同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。）	(略)	
取扱廃止事前通知（新株予約権付社債）	(略)	規則第 321 条（同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 337 条第 2 項（同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて</u>	(略)		取扱廃止事前通知（新株予約権付社債）	(略)	規則第 321 条（同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。） <u>、同第 337 条第 2 項（同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。）</u>	(略)	

		準用する場合を含む。)	
(略)			
総新株予約権付社債権者報告数量	(略)	規程第 243 条 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
担保突合不一致データ	(略)	規程第 122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	(略)
(略)			

②・③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧 (発行口記録情報通知)	(略)	規程第 276 条第 3 項、同第 276 条の 3 第 2 項	(略)
蓄積メッセージ一覧 (新規記録済通知)	(略)	規程第 276 条第 6 項、同第 276 条の 3 第 5 項	(略)

(略)			
総新株予約権付社債権者報告数量	(略)	規程第 243 条 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
担保突合不一致データ	(略)	規程第 122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	(略)
(略)			

②・③ (略)

④ 振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧 (発行口記録情報通知)	(略)	規程 276 条第 3 項	(略)
蓄積メッセージ一覧 (新規記録済通知)	(略)	規程第 276 条第 6 項	(略)

(略)			
④の2～⑥ (略)			
⑦ 振替投資信託受益権の受託会社への出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧（発行口記録情報通知）	(略)	規程第 276 条第 3 項、 <u>同第 276 条の 3 第 2 項</u>	(略)
蓄積メッセージ一覧（新規記録済通知）	(略)	規程第 276 条第 6 項、 <u>同第 276 条の 3 第 5 項</u>	(略)
(略)			

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	(略)	規程第 43 条第 2 項、同第 44 条第 4 項（同第 5 章、 <u>第 6 章の 2、第 8 章及び第 8 章の 2</u> において読み替えて準用する場合を含む。）	(略)
前日振替請求	(略)	規程第 57 条第	(略)

(略)			
④の2～⑥ (略)			
⑦ 振替投資信託受益権の受託会社への出力			
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧（発行口記録情報通知）	(略)	規程276 条第 3 項	(略)
蓄積メッセージ一覧（新規記録済通知）	(略)	規程276 条第 6 項	(略)
(略)			

2 ファイル伝送

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	(略)	規程第 43 条第 2 項、同第 44 条第 4 項（同第 5 章及び第 8 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）	(略)
前日振替請求	(略)	規程第 57 条第	(略)

		1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 186 条第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)				1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 186 条第 1 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)		
(略)				(略)				
前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第 68 条 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) において準用する場合を含む。)、同第 256 条 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において準用する場合を含む。)	(略)	前日証券担保指定・同解除請求	(略)	規則第 68 条 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 256 条 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	(略)	
前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第 39 条第 6 項、同第 40 条第 4 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場	(略)	前日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第 39 条第 6 項、同第 40 条第 4 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 175	(略)	

		合を含む。)、同第 175 条第 6 項、同第 176 条第 4 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 4 第 6 項、同第 285 条の 5 第 4 項				条第 6 項、同第 176 条第 4 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 4 第 6 項、同第 285 条の 5 第 4 項		
前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第 71 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) において準用する場合を含む。)、同第 259 条第 1 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において準用する場合を含む。)	(略)		前日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第 71 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 259 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	(略)
前日残高保留指定請求	(略)	規則第 72 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) において準用する場合を含む。)、同第 260 条第 1 項 (同第	(略)		前日残高保留指定請求	(略)	規則第 72 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 260 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含	(略)

		4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)				む。)		
前日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章の2まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、規程第188条(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第250条第1項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	(略)		前日DVP振替請求(市場取引)	(略)	規程第59条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、規程第188条(第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第250条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2まで(同第6章の2	(略)		振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替	(略)

		を除く。)において読み替えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)				えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)		
(略)				(略)				
新株予約権行使・抹消請求	(略)	規程第265条第4項又は第7項(同第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	新株予約権行使・抹消請求	(略)	規程第265条第4項又は第7項	(略)	
(略)				(略)				
新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項(同第271条の4において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、	(略)	新株式数申告	(略)	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準	(略)	

		同第 94 条第 7 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 218 条第 16 項、同第 225 条第 16 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 277 条の 13 第 7 項、同第 277 条の 15 第 7 項、 <u>同第 277 条の 17 第 7 項</u> 、同第 285 条の 23 第 7 項、同第 285 条の 25 第 7 項、同第 285 条の 27 第 7 項、 <u>同第 285 条の 29 第 7 項</u>				用する場合を含む。)、同第 218 条第 16 項、同第 225 条第 16 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 277 条の 13 第 7 項、同第 277 条の 15 第 7 項、同第 285 条の 23 第 7 項、同第 285 条の 25 第 7 項、同第 285 条の 27 第 7 項、 <u>第 285 条の 29 第 7 項</u>		
総株主報告データ	(略)	(略)	規則第 186 条第 1 項、 <u>同第 356 条の 5 第 1 項</u> 、 <u>同第 357 条の 65 第 1 項</u> に定める日に入力	総株主報告データ	(略)	(略)	規則第 186 条第 1 項、 <u>第 357 条の 65 第 1 項</u> に定める日に入力	
総新株予約権付社債権者報告データ	(略)	規程第 244 条第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替	(略)	総新株予約権付社債権者報告データ	(略)	規程第 244 条第 1 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場	(略)	

		えて準用する場合を含む。)				合を含む。)		
特別株主管理 事務委託状況 報告データ	(略)	規程第 120 条第 1 項 (同第 6 章 から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。)、同第 285 条の 43 第 1 項	(略)		特別株主管理 事務委託状況 報告データ	(略)	規程第 120 条第 1 項 (同第 6 章 から第 8 章まで において読み替 えて準用する場 合を含む。)、第 285 条の 43 第 1 項	(略)
担保受入れデ ータ	(略)	規程第 121 条第 1 項 (同第 6 章 から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。)、同第 285 条の 44 第 1 項	(略)		担保受入れデ ータ	(略)	規程第 121 条第 1 項 (同第 6 章 から第 8 章まで において読み替 えて準用する場 合を含む。)、同 第 285 条の 44 第 1 項	(略)
担保差入れデ ータ	(略)	規程第 121 条第 1 項又は第 2 項 (同第 6 章から 第 8 章まで (同 第 6 章の 2 を除 く。)) において 読み替えて準用 する場合を含 む。)、同第 285 条の 44 第 1 項 又は第 2 項	(略)		担保差入れデ ータ	(略)	規程第 121 条第 1 項又は第 2 項 (同第 6 章から 第 8 章までにお いて読み替えて 準用する場合を 含む。)、同第 285 条の 44 第 1 項又は第 2 項	(略)
(略)					(略)			

配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	(略)		配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	(略)	
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 64 第 10 項	(略)		振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 64 第 10 項	(略)	
(略)					(略)				
② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) からの入力					② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) からの入力				
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考		データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	
口座通知情報確認結果データ	(略)	規程第 45 条第 1 項 (同第 6 章及	(略)		口座通知情報確認結果データ	(略)	規程第 45 条第 1 項 (同第 6 章、	(略)	

タ		び第7章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)		タ		第7章及び第8章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	
新規記録通知データ	(略)	規程第49条第1項又は同第51条第1項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第214条第1項、同第268条第1項、同第276条の2第1項、同第285条の8第1項	(略)	新規記録通知データ	(略)	規程第49条第1項又は同第51条第1項(同第5章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第214条第1項、同第268条第1項、同第285条の8第1項	(略)
(略)				(略)			
一部抹消通知データ	(略)	規程第75条第2項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	一部抹消通知データ	(略)	規程第75条第2項(第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)			
配当金支払予定額データ(源泉徴収税額控除前)	(略)	規程第170条第1項(同第6章から第8章まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を	(略)	配当金支払予定額データ(源泉徴収税額控除前)	(略)	規程第170条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第285条の75	(略)

		含む。)、同第 285 条の 75 第 1 項	
(略)			
③ 略			
(2) 出力			
① 機構加入者への出力			
データの種別	データ授受 の時間	規程又は規則	備考
(略)			
口座通知情報 確認結果デー タ	(略)	規程第 45 条第 2 項 (同第 5 章 から第 8 章の 2 までにおいて読 み替えて準用す る場合を含む。)	(略)
新規記録通知 情報データ	(略)	規程第 49 条第 2 項、同第 51 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章 までにおいて読 み替えて準用す る場合を含む。)、同第 276 条の 2 第 2 項、同第 285 条 の 8 第 2 項	規則第 44 条第 3 項、 <u>同第 48 条第 3 項、同第 354 条の 2 第 8 項</u> に定める日に 出力
(略)			

		第 1 項	
(略)			
③ 略			
(2) 出力			
① 機構加入者への出力			
データの種別	データ授受 の時間	規程又は規則	備考
(略)			
口座通知情報 確認結果デー タ	(略)	規程第 45 条第 2 項 (同第 5 章 から第 7 章まで 及び第 8 章の 2 において読み替 えて準用する場 合を含む。)	(略)
新規記録通知 情報データ	(略)	規程第 49 条第 2 項、同第 51 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章 までにおいて読 み替えて準用す る場合を含む。)、同第 285 条の 8 第 2 項	規則第 44 条第 3 項、 <u>第 48 条 第 3 項</u> に定める 日に出力
(略)			

新規記録通知 情報（新株予 約権）データ	(略)	規程第 268 条第 3 項（同第 6 章 の 2 において読 み替えて準用す る場合を含 む。）	(略)		新規記録通知 情報（新株予 約権）データ	(略)	規程第 268 条第 3 項	(略)	
(略)					(略)				
残高確認デー タ	(略)	規程第 139 条第 1 項（同第 6 章 から第 8 章まで （同第 6 章の 2 を除く。）にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、同第 235 条第 1 項 （同第 5 章及び 第 6 章の 2 にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、同第 285 条の 51 第 1 項	(略)		残高確認デー タ	(略)	規程第 139 条第 1 項（同第 6 章 から第 8 章まで において読み替 えて準用する場 合を含む。）、同 第 235 条第 1 項 （同第 5 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、第 285 条の 51 第 1 項	(略)	
(略)					(略)				
取扱廃止事前 通知（株式 等）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章 及び第 6 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、同第 356 条の 2 第 2 項、同第 357 条 の 62 第 2 項	(略)		取扱廃止事前 通知（株式 等）	(略)	規則第 183 条第 2 項（同第 5 章 及び第 6 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。）、同第 357 条の 62 第 2 項	(略)	

総新株予約権付社債権者通知日程案内	(略)	規則第 321 条 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		総新株予約権付社債権者通知日程案内	(略)	規則第 321 条 (同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	
取扱廃止事前通知 (新株予約権付社債)	(略)	規則第 321 条 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 337 条第 2 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		取扱廃止事前通知 (新株予約権付社債)	(略)	規則第 321 条 (同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 337 条第 2 項 (同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	
(略)					(略)				
配分明細通知データ	(略)	規程第 82 条第 1 項 (同第 92 条第 2 項、同第 103 条、第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項 (同第 271 条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 88 条第 1 項、同第 90 条	規則第 116 条第 1 項、同第 126 条第 1 項、同第 134 条第 1 項、同第 149 条第 1 項、同第 297 条、同第 313 条第 1 項、同第 355 条の 16 第 1 項、同第 355 条の 24 第 1 項、同第 355 条の 32 第 1 項、同第 357 条の 24 第 1 項、同		配分明細通知データ	(略)	規程第 82 条第 1 項 (同第 92 条第 2 項、同第 103 条、第 223 条第 3 項及び第 269 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 88 条第 1 項、同第 90 条第 1 項、同第 97 条第 1 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替え	規則第 116 条第 1 項、同第 126 条第 1 項、同第 134 条第 1 項、同第 149 条第 1 項、同第 297 条、同第 313 条第 1 項、同第 357 条の 24 第 1 項、同第 357 条の 32 第 1 項、同第 357 条の 40 第 1 項、第 357 条の 48 第 1 項に定める	

		第1項、同第97条第1項 (同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第220条第1項、同第227条第1項 (同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第277条の14第1項、同第277条の16第1項、 <u>同第277条の18第1項</u> 、同第285条の24条第1項、同第285条の26第1項、同第285条の28第1項、同第285条の30第1項	第357条の32第1項、同第357条の40第1項、 <u>同第357条の48第1項</u> に定める日に出 力			て準用する場合を含む。)、同第220条第1項、同第227条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第277条の14第1項、同第277条の16第1項、同第285条の24条第1項、同第285条の26第1項、同第285条の28第1項、同第285条の30第1項	日に出 力	
総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知	(略)	規程第243条第1項(同第5章及び第6章の2において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知	(略)	規程第243条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	
(略)				(略)				

担保突合不一致データ	(略)	規程第 122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	(略)		担保突合不一致データ	(略)	規程第 122 条第 1 項第 3 号 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 45 第 1 項第 3 号	(略)	
(略)					(略)				
② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力					② 発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人) への出力				
データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考		データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考	
口座通知情報データ	(略)	規程第 44 条第 5 項 (同第 5 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		口座通知情報データ	(略)	規程第 44 条第 5 項 (同第 5 章から第 7 章まで及び第 8 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	
(略)					(略)				
新株予約権行使・抹消請求取次データ	(略)	規程第 265 条第 8 項 (同第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		新株予約権行使・抹消請求取次データ	(略)	規程第 265 条第 8 項	(略)	

		む。)					
(略)				(略)			
一部抹消通知 情報データ (TA用)	(略)	規程 76 条第 2 項 (同第 5 章か ら第 7 章までに おいて読み替え て準用する場合 を含む。)	(略)	一部抹消通知 情報データ (TA用)	(略)	規程 76 条第 2 項	(略)
(略)				(略)			
取扱廃止事前 通知 (株式 等)	(略)	規則第 183 条第 2 項 (同第 5 章 及び第 6 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。) 同第 356 条の 2 第 2 項、同第 357 条 の 62 第 2 項	(略)	取扱廃止事前 通知 (株式 等)	(略)	規則第 183 条第 2 項 (同第 5 章 及び第 6 章にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。) 同第 357 条の 62 第 2 項	(略)
総株主通知デ ータ (株主情 報)	(略)	(略)	規則第 182 条、 同第 356 条、同 第 357 条の 61 に定める日に出 力	総株主通知デ ータ (株主情 報)	(略)	(略)	規則第 182 条、 第 357 条の 61 条に定める日に 出力
(略)				(略)			
総新株予約権 付社債権者通 知日程案内	(略)	規則第 321 条 (同第 4 章及び 第 5 章の 2 にお いて読み替えて 準用する場合を 含む。)	(略)	総新株予約権 付社債権者通 知日程案内	(略)	規則第 321 条 (同 4 章におい て読み替えて準 用する場合を含 む。)	(略)
取扱廃止事前 通知 (新株予 約権付社債)	(略)	規則第 321 条 (同第 4 章及び 第 5 章の 2 にお	(略)	取扱廃止事前 通知 (新株予 約権付社債)	(略)	規則第 321 条 (同 4 章におい て読み替えて準	(略)

		いて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 337 条第 2 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	
総新株予約権付社債権者通知データ(新株予約権付社債数情報)	(略)	規程第 245 条第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第 320 条 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。) に定める日に出力
(略)			

③ (略)

3 オンライン・リアルタイム接続 (統合チャンネルシステム接続及び J E X G W システム接続)

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第 39 条第 6 項、同第 40 条第 4 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。))	(略)

		用する場合を含む。)、同第 337 条第 2 項 (同 4 章において読み替えて準用する場合を含む。)	
総新株予約権付社債権者通知データ(新株予約権付社債数情報)	(略)	規程第 245 条第 1 項	規則第 320 条に定める日に出力
(略)			

③ (略)

3 オンライン・リアルタイム接続 (統合チャンネルシステム接続及び J E X G W システム接続)

(1) 入力

① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日信託財産表示・同抹消請求	(略)	規程第 39 条第 6 項、同第 40 条第 4 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用す	(略)

		において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 175 条第 6 項、同第 176 条第 4 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 4 第 6 項、同第 285 条の 5 第 4 項				る場合を含む。)、同第 175 条第 6 項、同第 176 条第 4 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 4 第 6 項、同第 285 条の 5 第 4 項	
前日振替請求	(略)	規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 186 条第 1 項 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)	前日振替請求	(略)	規程第 57 条第 1 項 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 186 条第 1 項 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)			
当日証券担保指定証券・同解除請求	(略)	規則第 68 条 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) にお	(略)	当日証券担保指定証券・同解除請求	(略)	規則第 68 条 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含	(略)

		いて準用する場合を含む。)、同第256条(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)				む。)、同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)		
担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	(略)	規則第68条の2(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、同第256条の2(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	(略)		担保指定証券預託(相手先指定・株式等・取消)	(略)	規則第68条の2(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条の2(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)				
振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2まで(同第6章の2を除く。))において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場	(略)		振替一時停止申告(市場取引)	(略)	規程第58条(同第6章から第8章の2までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、規程第187条(同第5章において読み	(略)

		合を含む。)、規程第 187 条 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第 251 条第 1 項 (同第 4 章及び第 5 章の 2 において準用する場合を含む。)				替えて準用する場合を含む。)、規則第 251 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)		
一時停止・同解除申告	(略)	規程第 58 条 (同第 6 章から第 8 章の 2 まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 187 条 (同第 5 章及び第 6 章の 2 において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)		一時停止・同解除申告	(略)	規程第 58 条 (同第 6 章から第 8 章の 2 までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 187 条 (同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。)	(略)
当日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第 71 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 まで (同第 5 章の 2 を除く。)) において準用する場合を含む。)、同第 259 条第 1 項 (同第	(略)		当日区分管理証券指定・同解除請求	(略)	規則第 71 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章の 2 までにおいて準用する場合を含む。)、同第 259 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	(略)

		4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)				む。)		
当日残高保留指定・同解除請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、同第260条第1項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	(略)		当日残高保留指定・同解除請求	(略)	規則第72条第1項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第260条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
受入予定証券引渡完了請求	(略)	規則第69条第2項(同第5章から第7章の2まで(同第5章の2を除く。))において準用する場合を含む。)、同第257条第2項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	(略)		受入予定証券引渡完了請求	(略)	規則第69条第2項(同第5章から第7章の2までにおいて準用する場合を含む。)、同第257条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)	(略)
(略)				(略)				
プール残高解放請求	(略)	規則第74条第2項(同第5章から第7章の2	(略)		プール残高解放請求	(略)	規則第74条第2項(同第5章から第7章の2	(略)

		まで(同第5章の2を除く。) において準用する場合を含む。)、同第262条第2項(同第4章及び第5章の2において準用する場合を含む。)	
(略)			

② (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録済通知	(略)	規程第52条第15項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第180条第6項、同第181条第13項、 <u>同第276条の2第5項</u> 、同第285条の8第5項	(略)
(略)			

		までにおいて準用する場合を含む。)、同第262条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)	
(略)			

② (略)

(2) 出力

① 機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
新規記録済通知	(略)	規程第52条第15項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第180条第6項、同第181条第13項、同第285条の8第5項	(略)
(略)			

②～④ (略)
(注) (略)

4 加入者情報Web端末
(1) 入力
① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	—
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章から第 8 章まで (同第 6 章の 2 を除く。)) において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 64 第 10 項	報告期限日までに入力

②～④ (略)
(注) (略)

4 加入者情報Web端末
(1) 入力
① 機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
(略)			
配当金振込指定取次ぎデータ	(略)	規程第 168 条第 4 項又は第 11 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 73 第 4 項又は第 11 項	—
振替口座簿記録事項報告データ	(略)	規程第 157 条第 10 項 (同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第 285 条の 64 第 10 項	報告期限日までに入力

(略)	(略)
② (略)	② (略)
(2) (略)	(2) (略)
5 (略)	5 (略)

2. 附則

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

以 上

株式等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1. 株式等振替制度に係る手数料に関する規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新				旧			
別表				別表			
株式等振替制度に係る手数料表				株式等振替制度に係る手数料表			
1. 機構加入者に対する手数料				1. 機構加入者に対する手数料			
手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	(略)			振替手数料	(略)		
	振替 新株 予約 権付 社債 振替 新株 予約 権 <u>振替</u> <u>新投</u> <u>資口</u> 予約	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a 規則第 246 条(同第 342 条及び同第 351 条の 3)において準用する場合を含む。以下この区分において同じ。)に規定する振替請求に基づく振替(次の b 及び c の振替を除く。)において	(略)		振替 新株 予約 権付 社債 振替 新株 予約 権 新株 予約 権 新株 予約 権 新株 予約 権 新株 予約 権	(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合 a 規則第 246 条(同第 342 条において準用する場合を含む。以下この区分において同じ。)に規定する振替請求に基づく振替(次の b 及び c の振替を除く。)において	は、渡方機構加入者及び受方機構加入者

	権	及び受方機構加入者							
		b・c (略)				b・c (略)			
		(2)・(3) (略)		(略)		(2)・(3) (略)		(略)	
		(略)				(略)			
口座管理手数料									
		(略)				(略)			
口座残高比例部分	振替投資口	(略)				(略)			
	振替新投資口予約権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について	1振替単位につき月額		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
			① 40万振替単位以下の部分	1.0円					
			② 40万振替単位超100万振替単位以下の部分	0.9円					
			③ 100万	0.8円					

			振替単位 超の部分						
			(略)				(略)		
			(略)				(略)		
			(略)				(略)		
各種取次等 手数料					各種取次等 手数料				
各種取 次に係 る手数 料	振替 株式 振替 新株 予約 権付 社債 振替 新株 予約 権 振替 投資 口 振替 新投 資口	次の(1)から(10)まで に掲げる取次ぎの請 求を行う機構加入者 (1)～(9) (略)(10) <u>振替新 投資口予約権の新投 資口予約権行使請求 の取次ぎ</u>	取次ぎの請求 1件につき 300 円 ただし、振替新株予約権の新株予 約権行使請求の取次ぎにあつて は、新株予約権行使により新規記 録された振替株式1単元(1単元 に満たない数は切り上げる。)に つき60円を、 <u>振替新投資口予約 権の新投資口予約権行使請求の 取次ぎにあつては、新投資口予約 権行使により新規記録された振 替投資口1売買単位(1売買単位 に満たない数は切り上げる。)に つき60円を、振替新株予約権付 社債の新株予約権行使請求の取 次ぎにあつては、各社債の金額1</u>	各種取 次に係 る手数 料	振替 株式 振替 新株 予約 権付 社債 振替 新株 予約 権 振替 投資 口 振替 優先 出資	次の(1)から(9)に掲 げる取次ぎの請求を 行う機構加入者 (1)～(9) (略) (新設)	取次ぎの請求 1件につき 300 円 ただし、振替新株予約権の新株予 約権行使請求の取次ぎにあつて は、新株予約権行使により新規記 録された振替株式1単元(1単元 に満たない数は切り上げる。)に つき60円を、振替新株予約権付社 債の新株予約権行使請求の取次ぎ にあつては、各社債の金額1円に つき0.00006円を加算する。		

予約 権 振替 優先 出資 振替 投資 信託 受益 権 振替 受益 権	円につき 0.00006 円を加算する。
(略)	
(略)	

(注) 1. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第 62 条第 1 項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者にとっては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権の算出において同じ。)

2. ～ 5. (略)

振替 受益 権 振替 投資 信託 受益 権	
(略)	
(略)	

(注) 1. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第 62 条第 1 項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者にとっては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者にとっては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権の算出において同じ。)

2. ～ 5. (略)

5の2. 振替新株予約権及び振替新投資口予約権における口座管理手数料の口座残高比例部分は、機構加入者が有する振替新株予約権の口座残高及び振替新投資口予約権の口座残高を合わせた上で算定される月平均口座残高に基づき課金するものとし、振替投資信託受益権及び振替受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分は、機構加入者が有する振替投資信託受益権の口座残高及び振替受益権の口座残高を合わせた上で算定される月平均口座残高に基づき課金するものとする。

6. (略)

7. 振替新株予約権付社債、振替新株予約権及び振替新投資口予約権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に係る振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数、振替新投資口予約権については新投資口予約権の数をいう。ただし、当該振替新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該振替新株予約権の口座残高を新株予約権の目的となる株式の単元株式数で除した数とし、当該振替新投資口予約権の目的となる投資口の金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外である場合には、当該振替新投資口予約権の口座残高を新投資口予約権の目的となる投資口の売買単位で除した数とする。

8.・9. (略)

10. 抹消手数料については、振替株式、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権又は振替優先出資の消却に係る一部抹消、振替新株予約権付社債の買入消却に係る一部抹消、振替投資信託受益権の交換時抹消、解約時抹消又は一部抹消及び振替受益権の一部解約に係る一部抹消等を対象とする。

11.・12. (略)

13. 各種取次等手数料のうち、振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎに係る手数料については、機構が株主名簿管理人から新株予約権行使により生じた振替株式の新規記録通知を受けた日の属する月の分として計算するものとし、振替新投資口予約権の新投資口予約権行使請求の取次ぎに係る手数料については、機構が投資主名簿等管理人から新投資口予約権行使により生じた振替投資口の新規記録通知を受けた日の属する月の分として計算する。

14.・15. (略)

2. 発行者に対する手数料

5の2. 振替投資信託受益権及び振替受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分は、機構加入者が有する振替投資信託受益権の口座残高及び振替受益権の口座残高を合わせた上で算定される月平均口座残高に基づき、課金するものとする。

6. (略)

7. 振替新株予約権付社債及び振替新株予約権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に係る振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、新株予約権については新株予約権の数をいう。ただし、当該新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該新株予約権の口座残高を新株予約権の目的となる株式の単元株式数で除した数とする。

8.・9. (略)

10. 抹消手数料については、振替株式又は振替新株予約権の消却に係る一部抹消、振替新株予約権付社債の買入消却に係る一部抹消、振替投資信託受益権の交換に係る一部抹消及び振替受益権の一部解約に係る一部抹消等を対象とする。

11.・12. (略)

13. 各種取次等手数料のうち、振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎに係る手数料については、機構が株主名簿管理人から新株予約権行使により生じた振替株式の新規記録通知を受けた日の属する月の分として計算する。

14.・15. (略)

2. 発行者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度	(略)			
利用料	振替新株 予約権付 社債 振替新株 予約権 振替新 投資口 予約権	(略)		
	振替投資 信託受益 権	(略)	(略)	
		当月末までに到来した 最終の <u>受益者確定日</u> に 係る <u>総受益者通知</u> にお ける受益者数について ①～③ (略)	(略)	
振替受益 権	(略)	(略)		
		当月末までに到来した 最終の <u>受益者確定日</u> に 係る <u>総受益者通知</u> にお ける受益者数について ①～③ (略)	(略)	
(略)				

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度	(略)			
利用料	振替新株 予約権付 社債 振替新株 予約権	(略)		
	振替投資 信託受益 権	(略)	(略)	
		当月末までに到来した最 終の <u>計算期間終了日</u> に係 る <u>受益者登録の取次ぎ</u> に おける受益者数について ①～③ (略)	(略)	
振替受益 権	(略)	(略)		
		当月末までに到来した最 終の <u>計算期日</u> に係る総受 益者通知における受益者 数について ①～③ (略)	(略)	
(略)				

総株主通知等手数料	(略)			
	振替新株予約権	(略)		
	振替新投資口予約権	総新投資口予約権者	1回につき 12万円	
		通知を受けた発行者	総新投資口予約権者通知における新投資口予約権者の数について	新投資口予約権者1人につき
			① 1,000人以下の部分	10円
			② 1,000人超5,000人以下の部分	7円
			③ 5,000人超の部分	3円
(略)				
新株予約権行使請求取次状況公表手数料	(略)			

総株主通知等手数料	(略)		
	振替新株予約権	(略)	
	(新設)	(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
(略)			
新株予約権行使請求取次状況公表手数料	(略)		

<p>新投資口 予約権行 使請求取 次状況公 表手数料</p>	<p>振替新投 資口予約 権</p>	<p>新投資口 予約権行 使請求取 次状況の 公表の対 象となっ た取扱銘 柄の発行 者</p>	<p>公表1銘柄につき2万円 ただし、公表期間が1か月を超える場合 には、1か月を超えた日数1営業日につ き1,000円を加算する。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(注) 1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替投資信託受益権及び振替受益権における振替制度利用料の算出に係る総株主通知等における株主等の数は、取扱開始から当月末までに株主確定日等が到来していない場合には、別に定めるところによる。</p> <p>5. 振替新株予約権付社債、振替新株予約権及び振替新投資口予約権における振替制度利用料の振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数、振替新投資口予約権については新投資口予約権の数をいう。ただし、当該振替新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該振替新株予約権の機構取扱残高を新株予約権の目的となる株式の銘柄の単元株式数で除した数とし、当該振替新投資口予約権の目的となる投資口の金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外である場合には、当該振替新投資口予約権の口座残高を新投資口予約権の目的となる投資口の売買単位で除した数とする。</p> <p>6. ・ 7. (略)</p> <p>8. 新規記録手数料については、新株式数申告、新投資信託受益権口数申告又は新受益権数申告を伴うものは、徴収対象としない。</p> <p>9. ・ 10. (略)</p> <p>3. (略)</p>				<p>(注) 1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 振替株式、振替投資口及び振替優先出資における振替制度利用料の算出に係る総株主通知等における株主等の数は、取扱開始から当月末までに株主確定日等が到来していない場合には、別に定めるところによる。</p> <p>5. 振替新株予約権付社債及振替新株予約権における振替制度利用料の振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数をいう。ただし、当該新株予約権の目的となる株式の発行者が単元株制度を採用している会社である場合には、当該新株予約権の機構取扱残高を新株予約権の目的となる株式の銘柄の単元株式数で除した数とする。</p> <p>6. ・ 7. (略)</p> <p>8. 新規記録手数料については、新株式数申告又は受益権数申告を伴うものは、徴収対象としない。</p> <p>9. ・ 10. (略)</p> <p>3. (略)</p>			

2. 附 則

この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

以 上